
令和5年 第2回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和5年6月19日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和5年6月19日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 権藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懐 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 浦 聖子君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	柳原由美子君

会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和对策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君		

午前9時00分開議

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） 早速、日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可いたします。8番、岩淵和明議員の発言を許可します。8番、岩淵和明議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 8番、岩淵和明です。改めて、皆さんおはようございます。トップバッターということでちょっと緊張しておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

議長の許可をいただきましたので、通告要旨に従って一般質問をいたします。

1項目めは、マイナ保険証に関するトラブルについて、うきは市内での現状とその対応に対する課題についてお尋ねをしたいと思っています。

今回の質問については、健康保険証が来年秋、廃止されるという法律が国会で決まりました。そういったことで、それに関係することについて絞って質問させていただきます。

第1点目は、全国で登録に関する誤りが公表されていますが、うきは市内での発生事例はあるかどうか、お尋ねをいたします。

2点目は、うきは市内の医療機関で認証確認ができていないケース、そういった事例を把握し

ているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

3点目が、健康保険証の廃止、これ、案となっておりますけども、廃止法です、もう決まっておりますので。廃止法を決めてから問題に対処し、やり方を考えるものではないと考えますけれども、介護施設や障がいを持つ方々、そもそも代理申請すらできないこともあるというふうに伺っております。うきは市で行ってる国民健康保険証の資格確認書の取扱い、これについての検証、進め方について、いつ、どこで、どのように決めるのか確認をしたいと思います。

以上、3点お願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

ただいま、マイナンバーカード保険証のトラブルについて、大きく3つの御質問をいただきました。

1点目の、マイナンバーカードの誤った登録に関する当市の発生事例についての御質問であります。個人番号制度については、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤として、平成27年10月から「個人番号の通知カード」が全ての国民へ順次送付されており、マイナンバーカードにつきましては、平成28年1月から本人の申請に基づき交付が開始されております。また、令和3年10月から健康保険証利用の申込みが始まり、令和4年3月からは公金受取口座の登録が開始されました。これらに合わせまして、マイナンバーカードの普及促進と消費の活性化を目的に令和2年9月からマイナポイント第1弾、令和4年6月から第2弾の申込みも始まり、これらの各種手続の支援窓口業務を継続して行っております。

当市におきましては、令和5年4月末現在の交付率が約70%、申請率が約76%でございます。このような中、最近、デジタル庁や総務省から公金受取口座及び保険証の登録情報やマイナポイントの付与に関する誤った登録等の発生が公表されております。誤登録の原因としましては、端末による手続の際に別人のログイン情報が残ったままの状態、ログアウトせずに、次の申請者の手続が行われたことが指摘をされております。

当市におきましては、申請者の同意の下で職員や委託事業者により口座登録やポイント申請を行い、適宜、申請者と職員で確認し合いながら、毎回ログアウトを行うこととしており、誤登録が発生しにくい仕組みとしております。現在のところ、誤った登録に関する報告等はございません。

2点目は、うきは市医療機関で認証できない事例の把握について、御質問をいただきました。

別人の保険証情報が登録されていることによる認証ができないケースの報告はありませんが、医療機関でのオンライン資格確認の際、認証に問題があったことの間合せがこれまで7件ありました。うち2件につきましては、医療機関の窓口において顔認証が行えなかったという申出で、

原因としては、顔認証付カードリーダーの読み取りの問題やマイナンバーカード作成時と現在の顔の表情に変化があることが考えられます。このような場合は、暗証番号により認証が可能となることをお伝えして、暗証番号を失念している場合等は市役所窓口で手続をしていただくよう案内をさせていただいているところであります。

他の5件につきましては、マイナンバーカードの認証には問題はないものの、保険証の住所情報が変更されていなかったケースであります。この場合は、加入している保険組合等への住所異動届が必要であることを御案内させていただいているところでございます。

3点目の、うきは市国民健康保険の資格確認証の取扱いについての御質問であります。令和5年6月2日に参議院本会議において、議員も御指摘のとおり、マイナンバー法であります「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決・成立をいたしました。この改正法の中で、医療保険各法が改正され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が規定をされております。厚生労働省の概要資料では、「現行の健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、当事者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を書面または電磁的方法により提供すること」とされております。

オンライン資格確認を受けることができない状況にある方につきましては、マイナンバーカードを紛失した方や更新中の方、マイナンバーカードを取得していない方などと説明をされております。施行期日は交付の日から1年6か月以内の政令で定める日とされておりますので、令和6年秋と報道されているところでございます。

現時点におきましては、国・県からの具体的な作業スケジュール等は示されておられません。議員御指摘の資格確認証の取扱いにつきましては、今後、改正法令に基づき国保連合会や近隣自治体との情報交換を行いながら、被保険者の皆様に混乱を招かないよう円滑に進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） それでは、ちょっと確認を幾つかさせていただきます。

先ほど約70%の交付率ということでおっしゃっておりますけれども、ひもづけされる情報については把握しているかどうか、いわゆる公金と保険、それぞれ申告するという形になってると思うので、その数字を把握してるのかどうか。

それから、年代別に交付状況が分かるような状況になってるのか。

それともう1点、うきは市内の医療機関、薬局関係、見てると、65ぐらいの医療機関、そういった関係があるというふうに厚労省のホームページに載ってましたけれども、その進行率と

どうか、参加率、実際に顔認証ができる仕組みまで到達しているところがどのくらいかということとを把握してるか。この3点、ちょっとお尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 市民生活課、石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。よろしく願いいたします。

3点の御質問をいただいております。

1つは、公金給付口座や保険証とのひもづけに関する御質問でございます。このひもづけの率に関しましては、自治体のほうでは取得ができませんので、この分については把握してございません。

それと年代別に交付をした状況ということでございますが、こちらのほうは、私ども把握はしてございます。

それと医療機関の顔認証付リーダー等の設置に関してでございますが、厚生労働省の公表した資料によりますと、病院が市内3施設ございます。その3施設中3施設が導入済みで、設置率100%でございます。あと、以下、診療所は市内に25施設ございます。25施設中19施設で導入済みの導入率76%でございます。歯科に関しましては、15の施設中9施設で導入済みの設置率約60%でございます。医療機関の合計では、43施設中32施設で導入済みの設置率約72%です。

一方、薬局のほうでは、医療機関の近くにございます薬局で見た場合、22施設中21施設が導入済みで、設置率約95%でございます。

医療機関、薬局の総合計では65施設中52施設が導入済みで、設置率80%でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 確認いただきまして、ありがとうございます。

そしたら、今回、改めて保険証が来年秋ということになりますけども、マイナンバーカード一本に絞るということになった場合に、どういった問題が出てくるのかということについて、まずそれを、今の状況を前提にして話を進めたいと思います。

まず第1点目は、現在、うきは市が保険者となってる国民健康保険ですけれども、これについては、基本的には本人からの申請に基づいて発行されたり、発行されなかったり、そういった運用になってるかどうか、ちょっと確認させてください。現状の国民健康保険の保険証そのものがどういう発行の仕組みになってるかという。マイナンバーカードは申請に基づきですよね。今やってる健康保険証というのは、そういった本人からの申請によって発行してるのか、あるいは登

録データに基づいて全部出してるのかどうか、その確認をしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 現在の国民健康保険証に関しましては、本人の申出というのは改めて取らずに、資格を確認した上で職権により交付をさせていただいております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ということは、されなかつたりすることは基本的にはあり得ないと。途中でいろいろ事情があつて、何らかのトラブルがあるのは置いておいてですね。

つまり大事なものは、今、国民皆保険と言われている制度に対して、マイナンバーカードというのは任意だと、そういった制度です。この違いは極めて大きいと思うんです。一体化させることに、そもそも無理があるというのが見てとれるというふうに思っています。うきは市の国民健康保険の保険者として、申請に基づいて資格確認書を発行することになる。現段階では交付率70%、申請率76%ぐらいですか。ということでおっしゃってましたけれども、少なくとも2割以上の未加入者がおります。保険の種類は別としてです。そういう意味で言うと、国の示す対応の範囲で進めることになるのでしょうか、市長にお尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 基本的に議員がおっしゃるとおり、法令的には本人の求めに応じて交付をするというところで資格証明書というのが規定をされておりますので、今後、厚生労働省のほうからそういった取扱いについての詳細等が出てまいりますので、そういった部分を確認しながら、混乱のないように進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） それで、まだ具体的なイメージがつかみ取れてないということだろうと思うんです。先ほど一番最初の3項目めに質問して、いつ、どこで、どういう検討をされるかという質問をさせていただきました。まだ作業スケジュールは示されていない、国保連合会等で協議をしていくということを各関連する地方自治体と協議していくというふうに御答弁がありました。

それで、マイナンバーカードの申請、今現在、年代別というのがあつて、厚生労働省が公表し

ております。一番交付枚数の多いのは80代以上です、交付枚数が多いのは。人口に対する交付枚数の比率ですけど、1番目が75歳から79歳、2番目が60歳から64歳、3番目が55歳から59歳、4番目が65歳から69歳、5番目が80歳以上。いずれにしても高齢者の方のほうが多い。これは、逆に低いのがゼロ歳から4歳が1番、それから45歳から49歳、これは子供を持つ家庭というふうに認識すればいいと思うんです。3番目が5歳から9歳。それから、4番目が40から44。これも、そういうふうに見ればいいと思うんです。10歳から14歳が5番目と。こういうふうに、実を言うと極めて明確に二極分化してるんです。これは何を意味しているのかということは、ここで論ずる話ではないと思うので、想像していただければいいと思います。

そういうことで、先ほどトラブルの要因の中で、うきは市内で発生してるのが顔認証についての7件の事例があったと。顔認証が、表情に変化があったのではないかと——2件ですね、2件ありましたと。それから、5件は保険証の住所の登録の移動があったのではないかとということです。そういう意味で言うと、高齢者の顔認証制度というのは非常に厳しいものがあると、現実には。新聞でも発表されてますけれども、医師の6割が加入している全国保険医団体連合会——保団連と言ってますけれども、そこが公表してますけれども、施設介護利用者、入所者の健康保険証を施設で管理しているというところが83.6%ありました。そして、そののところに聞いたところ、管理できるかと思ったら、管理できないということが94%。実際に、施設に入っておられる方の保険証を預かって、そして病院に連れていったり、来てもらったりして処置していると。これは、人手を取って非常に手間がかかる。ましてや暗証番号も含めて管理していくということになる。それは、うきは市内のある介護施設の職員にも少し聞きましたけれども、そうなんですっておっしゃってました。

これともう一つ、学校の修学旅行のときに保険証持っていくと思う。そのときに、その管理をどうするかという問題もあるんです。それも全部、暗証番号です。という問題が、実を言うと背景にやっぱりあるんです。

そういう意味では、このようなことが起こるという前提で検証をしなければならないと考えますけれども、それはどうですか、市長はどうお考えですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどの顔認証の件もあります。うきは市で起きた事例ですので、しっかり私自身、受け止めて対応しなくては行けないと、このように思います。

それから、御指摘のように資格確認書というのは本人申請であり、かつ、また有効期限が1年間で、どうしても施設に入られてる皆さんで、やはり本人申請ができないケースということも多々あるかと、こういうふうに思っております。

それから、もう一つは、施行後1年間は今の紙の保険証とマイナンバーカードの保険証と併用できるということがあるんですが、やっぱりこれだけトラブルが相次いでいる以上、もっとその期間を、もう少し長く見たらどうかとか、様々な国民の声があることも十二分に承知をしておりますので、そういう声をしっかり私自身受け止めて、今後、国、それから県と、この問題について協議するケースは多かろうと思いますので、しっかり適切に対応していきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） もう一つ、指摘しておきたいところがあります。それはオンラインの資格確認、医療側のところの現場で起きている事例です。

何らかの医療機関においてトラブルというのが、全体の中で6割。これも、さっき言った保団連から公表された数字です。問題なのは、さっき市長がおっしゃったように、保険証と併せて運用するという今、やり方をしておりますので、最終的には深刻なトラブルになっていない事態にはなってると思うんです。

ただ、一本化するとどうなるかという、健康保険証が廃止されるということになりますので、保険者が全部10割負担するということになります。全国で、今回の事例の中で600件程度、たしか出てると思うんです。例えば新型コロナでかかったと。今、保険の一部適用があって1万2,000円です。10割負担は6万4,000円です。これを払わなきゃいけないということなんです。そういったことを、先ほど相談が何件かあるというふうに、これは病院側から多分あったんだろうとは思いますが、こういった問題も実を言うと抱えてるんです。それは、今まであり得ないことが起きてるんです。なので、改めて申し上げますけれども、これは3月のときにも申しあげましたけど、うきは市国民健康保険証について、保険者であるうきは市の市長がやっぱりきちんと決断をして、先ほど答弁の中でもあったように、一定期間有余を持つ、そういったことの制度の見直しもぜひ検討いただきたいというふうに思いますけれども、対応について、そういう方向で検討いただけますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、議員御指摘のように、マイナ保険証で医療費を10割負担させられた事例が先日、全国保険医団体連合会の発表によると、全国で533件起きてるということも承知をしております。国保保険の運営責任者としてしっかりいろんな事例を把握しながら対応しなくてはならないと、このように思っているんですが、まずは国・県の説明をしっかり聞いて考えていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 国のやる方がいいかげんだからこういうことになってくるんで

すね。本来、こういうことが起きていけば、改めて全部見直して、進行を止めたり、仕組みとして何が問題があるのかということを検証しなければいけないけど、それはする気もさらさらないと。そしたら、誰がこの国民皆保険制度そのものを守るの。誰もいないということなんです。だから、国からの説明が確かに必要ですよ。でも、このいろんなトラブルというのは予測されて、これを始める前から予測されて、いろいろ議論されてきた経過があるんです。一向に聞く耳を持たない国の言うことを聞いてどうするんですか。最後、命を守るのは誰ですか。そのことを自覚していただきたいということを改めて申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

それで次の質問が、廃棄物（ごみ）の減量化の課題についてです。

令和4年4月1日、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されています。従来、廃棄物政策は、焼却中心の処理によるサーマルリサイクル（余熱発電）を推進してきたが、ごみの減量化、資源化優先に変化していると言えます。従来型の廃棄物行政から新しい方向に切り替えるため、今、どのように行動すべきか改めて問われていると思います。そこで、以下の点についてお尋ねをいたします。

1つ目は、うきは市のごみの減量化、資源リサイクルの施策の状況について、現在どのように認識・評価しているのか、市長のお考えをお尋ねいたします。

2点目は、うきは市が令和32年——2050年ですね、ゼロカーボンを目指すと言っております。その実現を目指している。一般家庭のごみの量を減らして事業者からの直接搬入ごみの削減及びプラスチックごみの削減、3Rを進め、CO₂削減とプラスチックごみの減量化をさらに推進することが求められていると考えますが、うきは市民並びに排出事業者に対して、広く現状課題について理解を促し、削減方針を確立すべきと考えるが、所見をお尋ねいたします。

3点目、家庭や事業所から出る廃棄物の活用において、地域で循環型として位置づけて産業化することは極めて重要だと思っております。社会的価値があると認識しておりますけども、廃棄物行政の根幹である「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」に沿った有機性廃棄物についてリサイクル推進施設の事業に対する所見をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、廃棄物（ごみ）減量化の課題について、大きく3つの御質問をいただきました。

1点目の、うきは市のごみの減量化及び資源リサイクルの施設の現状認識と評価についての御質問であります。現在のごみの減量化及び資源リサイクル施策につきましては、市民の皆さんの御理解と御協力の下で、3Rの取組を推進しております。「リデュース」は廃棄物の発生を抑制する、「リユース」は使えるものは繰り返し再使用する、「リサイクル」はごみを資源として

再利用することなどの取組を推進することで、ごみの減量化を図っているところでございます。

特にごみの減量化で重要なのが、ごみ分別の徹底による再資源化の取組だと考えております。当市では、資源ごみは毎月1回、16品目に分別して回収していただく行政区ごとの分別収集や、市内2か所に常設をしております古紙回収所への持込み、年2回の粗大ごみ回収及び耳納クリーンステーションへの直接搬入により回収に努めているところでございます。

可燃ごみにつきましては、紙類などの資源ごみは分別すること、生ごみは水分を減らすことなどをお願いしながら、生ごみ処理のコンポストや処理機の購入補助制度も設けて減量化に取り組んでおります。また、これらの事業を円滑に進めるための啓発の取組として、行政区ごとに選任をしていただいております衛生組合長全員を対象とした分別収集等研修会の実施をはじめ、ごみの出し方、分け方を分かりやすく詳細に説明した「ごみ分別辞典」の全世帯配布、広報うきは及びホームページへの啓発記事の掲載、ごみの減量化に関する出前講座や耳納クリーンステーション施設の見学会、再生工房耳納ねっとのダンボールコンポスト講習会などを継続しながら、ごみ減量化意識の啓発に努めているところでございます。

現在のごみの再資源化につきましては、回収された可燃ごみはRDFに加工して、リサイクル発電所の燃料として再利用され、資源ごみや粗大ごみ及びRDFの処理に適さないもの等は、約24品目に分別・選別した上で再生品の原料や燃料、堆肥、熱エネルギー代替物等として再利用され、埋立て等の最終処分場への搬出をしている廃棄物はございません。

2点目の、脱炭素社会の実現に向けて、一般家庭及び事業者のごみの減量化と資源化をさらに進めることについての御質問でありました。

政府が令和2年10月、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出削減に取り組むため、令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラル宣言を行って以降、各分野で脱炭素社会の実現に向けた動きが加速をしております。

当市では、令和4年1月、うきは市ゼロカーボンシティ宣言を行い、地域の再生可能エネルギーのポテンシャルや将来のエネルギー消費量等の調査を踏まえて、うきは市地域再生可能エネルギーの導入目標を設定して取組を進めているところでございます。廃棄物に関する国の動向として、容器包装リサイクル法などのリサイクル関連法の改正や、令和2年にはレジ袋有料化が実施されたほか、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、市町村に対しまして、これまでの容器包装プラスチックに加えて、製品プラスチックについても分別回収及び再商品化が努力義務とされております。当市では、既にこの製品プラスチックの分別収集は実施をしているところでございます。

さらなるごみの減量化につきましては、現在進めておりますリデュース、リユース、リサイクルの取組をさらに促進しながら、資源ごみの分別意識を高めること、可燃ごみに出す生ごみ等の

水分をしっかり切っていただくこと、フードロスを減らすこと、コンポストの活用など、環境に配慮した生活様式をさらに啓発していくことが重要だと考えております。

市民の皆様並びに事業者の皆様の御理解と御協力により成り立つ事業でありますので、毎年、全世帯に配布をしております分別辞典や広報うきは、ホームページ、出前講座、研修会等をさらに充実させながら、皆様のごみ減量化への意識の向上を図っていきたくと、このように考えております。

3点目の廃棄物の活用を図る上での有機性廃棄物リサイクル推進施設事業についての御質問でございました。

有機性廃棄物は、動植物に由来する廃棄物の分類と理解をしております。当市の廃棄物では、剪定枝木や木廃材等の木質廃棄物及び生ごみ、し尿、浄化槽汚泥、下水道汚泥等が該当するものと考えております。木質の廃棄物につきましては、処理費の負担は生じますが、再資源化する事業者へ搬出して燃料用チップや堆肥に使用されております。生ごみ、し尿、浄化槽汚泥等の再資源化につきましては、一般的にはバイオマス処理が考えられます。市議会の市民生活基盤対策特別委員会では、みやま市及び大木町のバイオマスセンターを視察され、市の担当者も同行させていただいたと伺っております。これらの施設は有機性廃棄物の生ごみとし尿・浄化槽汚泥を発酵させ、発生したメタンガスを発電に利用して、処理後の液状の消化液を液肥として農業用肥料として利用をされております。

生ごみの堆肥化につきましては、昨今の肥料高騰、有機農業の取組、ひいては我が国の食料自給率の向上、脱炭素化、SDGsへの取組、そして何よりもごみ減量化を進めることができますが、一方、市民の皆様への分別の御理解と御協力、堆肥の利用先の確保、さらには堆肥化施設の建設費、維持管理費の財源確保等の課題もありますことから、次期ごみ処理施設の方針と併せて検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） それでは、再質問させていただきますけども、1点目のところは評価をお尋ねしたんですけど、評価はちょっとなくて、現状はこうですという説明だけでした。この辺は改めて機会を含めて意見交換できればというふうに思っています。

それから、2点目のところのポイントは、問題は事業者からの直接搬入ごみをどうするか。皆さんに配布させていただいたお手元の資料をちょっと説明させていただきますけれど、A3でちょっと私の名前も書いてなくて大変失礼しておりますけども、棒グラフの書いてあるところで、表のところは3、4と書いてありますけど、3のところは、一番右上が、うきは市が、MCSって書いてあるのは耳納クリーンステーションの略です。長いので略させていただきました。右側に粗大ごみ、直接搬入ごみ、収集ごみということが書いてありまして、上から粗大ごみ、次が直

接搬入ごみ、一番下段が収集ごみということになりまして、その左側の表で、うきは市の収集ごみがずっと収集の量が減ってきているのが見えています。直接搬入ごみは、下にありますように右肩上がりというような状況であります。全体としては1日当たりの、1人当たりのごみの排出量というのが865グラムということで、全国的にも同じような推移。

全国的には、次の大きなページで言うと、次の2枚目のところの右側です。1、ごみ総排出量の推移ということで、令和3年度、これは環境省のホームページから拾ったものですが890グラムというような状況です。これは右肩下がり。全国的には右肩下がりですけど、うきは市は右肩上がりというような状況があるというのを御理解いただければと思います。

それから最初に戻りまして、4ページのところで、うきは市のプラスチックごみはどのくらい出てるのかということで数値を出しておりますけれども、ちょっと申し訳ないですけど、数字的には直接搬入されていて、資源化されているプラスチックも実を言うとあるんですけど、それは加味しておりません。なので、うきは市で16分別しているときの量そのものをここに表しております。平成30年から容器包装リサイクル法に基づいて、要するにリサイクルのマークがついてる分は16分別に入ってきたということで、この分が非常に伸びてる。ほかはプラスチック、ペットボトルについては、あんまりこんな大きな変化がないというような状況です。

それと、あとはちょっと数字を見てもらえれば良いと思います。それで、次の裏のページに5つ書いてありますけど、これが16分別のうちの、一部ちょっと抜けてる分があるかもしれませんが、全部でこれ14ぐらいあると思いますけども、これの推移。目立つのは瓶が少し下がってきていると。そういったのがちょっと傾向としては見えてるなということです。あとは、次のページからは、先ほども言いましたけども、環境省が今年3月30日に公表した令和3年度の全国の排出の量について、ホームページから拾ったものをそのままコピーしております。

ちょっと話が長くなりましたので議論に移りますけれども、リサイクル率について、私の表にはRDFを燃やすごみとして処理している。要は、そういうことをエネルギー化しているということで、うきは市は環境方針だとかいうのには、そこを加味してリサイクル率を決めていると、目標値を決めているということになりますけれども、私のところでは純粋に回収したところの再生されている、資源化されている分についてのみ入れてますので、かなり低くなっているというのをちょっと御理解いただきたいというふうに思ってます。

それで、そういう意味で言うと、さっき質問の途中だったんですけど、事業所系のごみをどうするか、直接搬入されてるわけですね。それをどうしていくかということは、先ほど答弁の中では、引き続きという、理解してもらおうと、3Rも含めて、あるいは生ごみの水分を減らしたり、3Rの取組、コンポスト化だとかいうことを進めると言ってますけども、さっき言ったように、現実、事業系のごみって増えてるんです。それに対して指導はどうされてますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課の石井です。

事業者からの直接の搬入ごみに関しましては、環境施設組合のほうで5年に一度、収集業者等の調査を行っております。5年前と比較しますと、かなり回収しておる店舗数、事業数がおおむね2倍近くに増加しておるという現状がございます、どうしてもごみの全量が事業者から搬入されるごみに関しては増えてきておるということでございますので、今後、そういった調査の機会を活用しながら、環境施設組合と連携しながら、ごみの減量化については話をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 改めてそういう意味では、事業系のごみについて、資源化にできるようにやはりしてほしいと。要するにパッカー車に入ったり、トラックで持ってくれば、多分作業の人が見て、ここに置いてくれ、ここに置いてくれということで再資源化できるんですけど、パッカー車に入ったのは全く分からないんです。量も分からないとおっしゃってました。そういう意味で、先ほど3番目の質問で、有機性廃棄物の処理についてお尋ねをしましたけれども、これは生ごみや食品廃棄物関係の残渣、汚泥関係をどういうふうにも有効活用して資源化していくかという課題になるわけですけども、そのことが実を言うと見えない。そういった課題が浮き彫りになってきているということなんです。

これは、公共施設で作られる食事関係についても同じです。事業者が何ぼ出してるのかということも実を言うと把握していないんです。それをぜひ把握するように指導をしていただきたい。受け取る側がするのではなくて、排出する側に基本的なごみ処理——基本法はそうなってますね。本来、事業者側がどういうものを出してますよということをきちんと認識した上で出していくというのが法律上の立てつけになってるはずなんです。それが実を言うとされてないということなんです。そういったことをやっぱりきちんとしないと、一般廃棄物というか、家庭用ではない事業系の一般廃棄物というね、いわゆる産業廃棄物ではなくて。一般廃棄物として出されているんですけども、しかもそれはうきは市内で事業してるところで、うきは市内のごみ処理施設にしか入れられないんです。ほかの町に持っていくことはできないんです、特別なルールがなければですね。そういったことですので、ぜひその辺の指導を強化していただきたいと思うんですけど、どうですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきましたように、幸い、埋立て処分はなくて、全て再利用しているということでもありますけれども、議員が問題視されてますように、そのうち多くはサーマルリサイクルであります。このサーマルリサイクルであれば、脱炭素というか、二酸化炭素排出につながりますので、これだけで甘んじていくというのはちょっと課題があるという認識をしております。

議員から御質問いただいたプラスチックの取扱いについても、新しい法律、事業者の取組も大きく求められておりますので、そういうことを総合的に勘案しながらしっかりごみの減量化、市民の皆さんの一般御家庭もそうですが、事業者の皆様についても今後も引き続いてごみ減量についてお願いをしていきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ところで今6月ですけども、市長、6月ってどういう月か知ってますか。

ごめんなさい。6月が環境月間です。そのことを肝に銘じていただきたい。それはうきは市の環境方針をきちんとつくられて、10年計画でつくられてますけども、市民にやっぱりきちんと伝える。広報誌に掲載されてるのは、今年の4月号にたしかコンポストの奨励について案内がありました。6月にも、ぜひ広報をしていただきたいと思います。6月5日は環境デーです。そのことも頭に入れて環境行政をきちんと広く市民の方に伝えてほしいというふうに思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それで、先ほど市長の答弁の中でありましたように、今、RDFを作って、そしてサーマルリサイクル化してるということになるわけですけども、今現状で数値が、最近の情報がちょっと把握できなかったんですけど、平成28年の数字でたしか65.2%ぐらいの数字、RDFと再生物として還元したものを合わせるとそういうことになるかと思います。ただ、今、市長が御指摘のように、それだけ延々と続けていくというのは二酸化炭素を排出という関係からすると適切ではないだろうと。

世界の常識というのは、国際基準ではリサイクルの範疇に含まれておりません。ですので、私が示したリサイクル率って書いてある数字そのものが、実を言うと現実なんです。そういうことを踏まえて、そういったごみの行政、今後、環境方針が令和9年までの予定です。この目標値が75%ぐらい、さらにRDFを活用してというふうなことなんです。ただ、RDFはJFEのところとの協定書の中に年間の排出量と契約期間での排出量というのが決められているんです。だから、逆にごみの量を減らそうというふうになると、過去にありました、ごみの量が契約に達してないので料金を上げますと、そういう契約になってるんですね。そういう意味でも非常に制約があるので、早急にそれを改善するというのは非常に難しい部分があると思うんです。

改めてその契約した内容について担当所管にお尋ねしましたけれども、現実的にはうきは市が出している6,000トンちょっとぐらいの量をベースに、収める量というのは大体それに近い数字ですので、あまり減らせないというのが現実だと思います。ということは、CO₂はこのまま増え続けていく可能性が実を言うとなると。なので、どういうふうに軌道修正するかというのは、そういう意味では、令和9年度が、ある意味では待ったなしの話になるのかなど。RDFそのものの今後どういうふうに処理するかというのは、それも令和9年度です。そういう点からも、今、どういう方向を示すべきかということをきちんとお考えいただきたいと。政策方針をきちんとつくってほしいというふうに思いますけども、いかがですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども最後の答弁で触れましたように、今、我々、次期ごみ処理施設の方向性、大きな課題と捉えて考えておりますので、その方向性と併せて、しっかり御指摘の件については考えていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 燃やすごみの中の有機性廃棄物を抽出して処理するにはいろんな困難があると、さっき御答弁の中でもおっしゃってましたですね。市民に負担をどの程度かけるかという問題も含めて検討しなきゃいけない。分別収集のところの分類分けを増やしていったり、あるいは収集場所の問題。今、うきは市内で収集場所って900か所、全体であります。特に旧浮羽町のほうが非常に範囲が広いというか、非常に少ない状態になってるということも含めて見直さなければいけないし、ましてや6月、環境月間ですけども、腐敗しやすい、そういった問題、あるいはコスト。コストの面で言えば、最初の設備投資費も含めて、全体としては、今の事例では焼却施設よりも低いというレベルだろうと思います。もちろんそれにはメンテナンスコスト自体も含めて、全体としては財政に優しいというふうなことだろうと思います。

全国的にも、特に先ほどおっしゃいました筑後地域での自治体で計画出ております。全体で8自治体で、もう少し広げていこうかという方針も示されております。改めて、循環型社会形成推進法というのがあります。そういう意味では、環境への負荷が低減される社会、この社会の実現のために、ぜひ努力していただきたいというふうに思います。

最後に、うきは市第2次環境基本計画やゼロカーボンビジョンに沿った人口減少によらない減量化、そして資源化、リサイクル率の向上を図ると、そして有機性廃棄物、これは特に最近のウクライナ戦争も含めて状況が変わってきているということもありますけれども、それを活用する、あるものを活用する、SDGsの考え方、その廃棄物処理の検討を改めて早期に行うよう求めて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） これで、8番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩します。10時15分より再開します。

午前10時00分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、4番、樋口隆三議員の発言を許可します。4番、樋口隆三議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 4番、樋口隆三でございます。議長から許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

タイトルは、1番としまして、うきは市過疎地域持続的発展計画についてでございます。

うきは市は、令和3年4月から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、うきは市の浮羽地域、旧浮羽町が過疎指定を受けました。過疎指定を受けたことから、令和3年度から7年度までの5年間の持続的発展計画を令和3年9月30日に策定をしております。総務省の過疎対策についての見解は、次のようにございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について総合的、計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的として実施されております。

まさにうきは市の浮羽町は、人口の減少が著しいところでございまして、そういうふう認識をされております。その人口減少を食い止め、活力が低下しないように、多方面から国の力を借りながら対策を講じていくことが求められているわけでありますから、思い切った施策を提示することも可能でありますし、この機会に取り組んでいただきたいことを念頭に、質問を行ってまいります。

うきは市の過疎地域持続的発展計画書の中の11ページには、計画の達成状況の評価に関する事項としまして、こういうふうに表示されてあります。毎年度または各年度に浮羽地域の各自治協議会に対し事業の推進と基本目標の達成状況の確認を行い、各自治協議会等の意見を適宜反映し、柔軟に施策の見直しを行うことが定められております。併せて、議会への報告についても、過疎対策事業債を充てた事業を取りまとめて報告を行うことになっておるといふ、そういうふうに記載されております。

1点目の質問でございますけれども、過疎対策事業債充当事業ということで資料を添付させていただいております。資料2ページにございますように、令和5年度の項目を挙げておりますが、

昨年4年度には17項目にわたる事業を実施した結果はどうか、市長の評価と今後の見直しについての見解を伺います。

また、浮羽地域の各自治協議会に対し、事業の進捗状況と基本目標に対する達成状況について報告を行い、各自治協議会等の意見を適宜、反映させていく予定はあるのかどうか。そして、議会等に対しても報告の予定があるのか。今後の取組等についてお伺いいたします。

それから、2点目の質問に入りますけれども、この過疎地域持続的発展計画書の16ページから21ページにわたって掲載されております取組項目と申しますか、農業、林業、企業誘致、商工業、観光、レクリエーションというところで示されておりますけれども、本日の質問は、農業について、農業の現況の問題点、問題点に対する解決策について考えていきたいと思っております。

農業問題と申しますと、大変多岐にわたって、こういうところで短時間で話が決着するものではございませんけれども、しっかり論点を確認してきたと思っております。この観光、レクリエーションの項目に入っております公園整備については、次の2番目の項目で質問をさせていただき予定にしておりますので、この項目では農業問題だけを取り上げたいと思っております。

農業問題は大きな課題を抱えておられまして、ところがこの課題を明確にしなければ、その対策を実行しなければ解決に至ることはできません。閉会中の総務産業常任委員会においても、時を同じくして閉会中の調査の中で農業問題に着手しようとしております。解決の糸口を探し出そうと今、取組を始めたところでありますので、十分な協議はまだなされておられませんので、これからでございます。

私自身、農業問題を傍観するようであってはならないと自戒しているところでありますし、農業問題が行政の一方的な責任とすることなく、一緒になって問題解決に向けて取り組むことこそ重要なことだと考えております。農業問題と課題を明確にせずして、うきは市の過疎対策事業債を活用した充当事業が本当に効果的にヒットしていくのか、農業問題の解決に向けて一歩でも前に進んでいけるようしっかり考えていきたいと思っておりますので、論議を深める際に市長の農業に対する現状認識と問題点をどのように理解されているのか、その対策についての見解をお伺いいたします。

以上、2点でございます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市過疎地域持続的発展計画について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の計画に基づいた事業実施と評価、また見直しについてと、各自治協会等の意見の反映、議会等への報告についての御質問であります。 「うきは市過疎地域持続的発展計画」につきましては、各自治協議会の御意見をいただいた上で作成をし、令和3年9月議会で議会の承認を得

て、国に提出をしているところでございます。さらに令和4年12月議会におきましては、過疎対策事業債の一層の活用を図るため、同計画の一部を変更し、新たな過疎対策事業を追加し、計画変更の承認をいただいたところであります。

うきは市におきましては、持続的な地域社会の形成のため、この過疎対策事業はもとより、市全体の移住・定住推進策として様々な取組を実施しております。このような中、議員の皆様も御承知かと思いますが、先月5月29日の西日本新聞において、うきは市の人口に関する記事が掲載をされました。改めて御紹介をさせていただきますと、「増える転入者が光明」という見出しの下、「死亡者が出生数を上回る「自然減」は続くものの、今年4月までの1年間は転入者が合併後最多の926人となり、転出が転入を上回る「社会減」も最小の54人になった」というものでございました。このような報道結果を見ますと、私たちがこれまで実施してきた移住・定住策が少しずつ成果として実を結んできているのではないかと、このように考えております。

このような取組の中で、令和3年9月に「うきは市過疎地域持続的発展計画」を策定し、その成果が問われるのはこれからだと思われま。過疎対策事業債のさらなる活用も見据えながら、同計画を着実に実施していく必要があります。「うきは市過疎地域持続的発展計画」を作成し、間もなく2年が経過をいたします。計画で定めた基本目標の達成状況や過疎対策事業債を活用した事業の成果について分析をし、今年度中に各自治協議会に報告を行い、その中で、計画の変更が生じる場合は議会の承認が必要となりますので、改めて御報告をさせていただきたいと、このように思います。

2点目の、農業の現状と問題点及び対策についての御質問でありました。

うきは市の平たん地においては、米、麦、大豆を中心に土地利用型農業とトマト、イチゴ、カーネーション、バラ等、収益性の高い施設園芸作物を中心に生産が行われております。山麓部におきましては、県内有数の果樹産地として、柿、ブドウ、梨、桃など、果樹の栽培が盛んであります。山間部におきましては、棚田を中心に米の生産や、特産品である茶の栽培も盛んに行われております。平たん部、山麓部、山間部において、それぞれ地域特性を生かした農業が展開されているところであります。

一方で、ウクライナ侵攻等による農業資材の高騰をはじめ、高齢化に伴う農業者の減少、担い手不足、鳥獣や自然災害による農作物被害等など、農業を取り巻く状況は大変厳しくなっており、特に荒廃農地を増やさないためにも、担い手の確保や鳥獣被害対策等が重要であると認識をしているところであります。

担い手の確保といたしましては、福岡県、JA主催の就農セミナーへの参加をはじめ、久留米普及指導センター、JAにじとともに月1回の新規就農者の相談会を行っております。育成支援としては、国の事業であります「新規就農者育成総合対策事業」を活用し、年間150万円の給

付や施設整備等の補助を実施しております。また、うきは市独自支援であります「新規就農促進事業等」では、農業資材や機械設備費用の一部を助成しているところでもあります。担い手の中心となる認定農業者につきましては、国・県等の事業を活用し、ハウスや果樹棚等の施設整備を行い、高収益作物の導入を推進しております。

さらに優良農地を有効的に活用していくために、農業委員、農地利用最適化推進員と連携し、担い手へ農地のあっせんを行っております。鳥獣被害対策としては、有害駆除班や地域活動隊による駆除活動や自衛のために行うワイヤーメッシュ棚や電気柵等の設置に対する助成を行うことで農作物被害軽減に努めております。また、ため池や畑地かんがい施設等、農業用施設の維持管理や整備につきましても、県営事業や市の単独事業等で取り組んでおります。課題は多くございますが、課題解決に向けて、国・県の事業や市の独自支援等も継続的に行い、引き続き農業者の支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。そういう取組をやっているというところでございます。

1番目の質問事項でございました自治協議会への報告等々、実は昨年10月と今年の4月に御幸地区自治協議会からの提案で、御幸地区に所属する市議員と自治協議会の役員代表との懇談会の場を設けさせて、参加させていただきました。その際に提供されました、自治協が作成されました資料、これには日頃から取り組んでいる施策が大変に多く、会長はじめ事務局の皆さんの苦労がかいま見られるような、そういう資料でございました。

その資料の内容については、まさしく過疎地域持続的発展計画に示された市の方針のとおり、その内容を掲載されてありまして、ちゃんと市の行政が動いていく方向の下に、間違いなくそういう考え方で取組をしているということが理解をすることができました。

ところが、実は自分たちの、そういう地域は自分たちでつくっていくという考え方を引っ張っていく中で、やっぱり行政に対するいっぱい疑問といいますか、こうしてほしい、こういうふうにやってほしいということがたくさんございまして、ですから、そういう本音で話せる機会をしっかりとつくっていただく、自治協議会の会長、事務局長との会議は月に1回行われているというふうに理解しておりますけども、そういう表面だけの会議ではなくて、本当に何を自治協が求めて活動しているのか、またこういうことをやってほしいと、そういう生の声を拾っていただきたいと、そういうふうにこの間の打合せのときには私自身も思った次第でございました。

お手元の資料にはナンバー4の1、4の2というところに表示しておりますけど、まさしく今申し上げましたように、過疎地域持続的発展計画書のとおり、こういう内容が掲載をしております。

資料4の1の2番目のところに、うきは市子ども・子育て支援事業計画と、そういう項目も立ててあります。これは平成27年3月に策定されました基本理念、これはうきは市子ども・子育て支援事業計画として示された内容をここに転記をして、行動目標1番から6番まで示されておりました。

こういうことで、自治協が左向いて活動取組をしているということではなくて、きちんと市の行政の下に示された内容を追いかけていっている、その中でいろんな要望等があるようでございますので、私たちもそれを吸い上げて、またいろんな機会を通して訴えていくとか、そういう活動はやっていきたいなど、そこで思った次第でございました。

市の行政としては、各地区の自治協議会が発する意見にしっかり耳を傾けて、その辺の内容を吸収して、適宜に施策へ反映していく、また、施策の見直しを図っていくことが示されているものと理解することができます。結局、自治協議会と行政はしっかり連携して活動していかならないと、そういう姿勢の下に過疎対策事業が組まれていくべきだと私は思います。もし組まれていないとすれば、組まれるように、そこは改善をしていっていただきたいなど、そういうふうに思います。現場の声を、先ほどの市長のほうからの答弁の中に、取り組んでいるということでございましたので、ここでは質問いたしませんけども、そういう生の声を拾っていただきたいなど、改めてお伝えさせていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの農業問題のことでございますけども、浮羽町、吉井町、本当に小さな市町村でございます。山間農業地域の人口が減少傾向にある。しかし、先ほど御説明がありましたように、一部は増加傾向にあるということも言われておりまして、日本の人口動態から見たときに、この人口減少というのは本来1つの大きな流れでございまして、農林水産省が2019年に発表した報告書によりますと、山間農業地域では1970年以降、一貫した減少が続いていると。今後も人口減少が進むと予測されております。2015年から2045年の30年間で、山間農業地域の人口が半減をすると。半数以上が65歳の高齢者になると見込まれているという内容のものを見ました。

資料1のほうを見ていただきますと、うきは市の人口、これは一般の人口動態でありまして、先ほど説明がございましたように、一部は増加に転じている。ところが、うきは市の人口、発足時から今まで5,500人が減少して、今年の3月末日では2万8,000人を切って、2万7,988人になったと。これは広報で掲載されている数字でございしますが、そういうふうになかなか厳しい現実是不変ならないのかなというふうにちょっと思いますけど。

令和27年、西暦2045年、22年後でございしますが、平成27年、西暦2015年の人口の、その当時の人口は3万823人でございしますが、これが46%になるというような、何か本当にそうなのかなと私もちょっと疑問に思ったんですけど、そういうふうに46%、

1万4,200人まで低下するという予測もあるというようなことを見まして、ちょっとびっくりしておりますけれども、山間地帯で永年住み慣れた地域から平野部に移転することについても、同じ浮羽町に移転していただきたいと願っております。

実は私のところも娘が2人、去年から今年にかけて遠方からうきは市に移転して、将来の子供たちも4人は増えておりますけれども、少しでも人口増に転じていけるように、しっかり祈っているところでございます。

このような状況で、この農業問題は今さっき市長のほうからも答弁がございましたように、大きな後継者問題、人口問題が横たわっていると。非常に深刻であります。農業にも会社経営を導入するなど、過去の農業経営からは想像できないような発想の転換による農業の在り方が問われていると思います。この農業の担い手不足、高齢化の問題は、簡単に片づけられませんが、資料3のほうをちょっと見ていただきますと、これはカラー刷りで示しておりますところでございます。資料3の上段のほうには、最新の農業センサスと農業構造動態調査を基に2015年以降の基幹的農業従事者の数を見ますと、2015年の175万7,000人から毎年減少を続けまして、2020年速報値では136万3,000人になっております。毎年8万人程度の減少が続いていると、そういう状況でございます。

さらに基幹的農業従事者の年齢につきましても、2015年、これは資料の3の下段のほうになりますけれども、67.1歳から僅かな上下はあるものの、2020年には67.8歳と、相変わらずの高齢化傾向が見られることが分かります。その基幹的農業従事者数の推移の内訳に濃い紫は75歳以上、それから薄い紫は70歳から74歳、そういうふうそこにデータを示しておりますけど、実態はこういう状態になっている。現在、136万3,000人しか農業に従事している人はいないと。それプラス若干幅が、もう1か所、上段のほうに2020年のプラス分が消えておりますので、136万人ではありませんけれども、そういうふうに現在の状況は非常に厳しいと。

担い手の減少と高齢化の主な原因は、年々、離農する農家がある一方で、新規就農者が思うように増えないことが挙げられている。それにもかかわらず、毎年数万人単位で農業従事者数が減少するというのは、新規就農者を上回る離農者がいるということを示しているわけであります。せっかく新規就農しても農業経営が軌道に乗らなかつたり、地域になじめなかつたりして、数年で辞めてしまうケースが少なくないと言われております。新規就農者数を維持し、かつ長く続けられるように、地域全体で新規就農者をサポートしつつ、なじみやすいコミュニティをつくって、そういうことが重要ではないかと思えます。

結局、農業の担い手不足と高齢化の問題について、特効薬はありません。抜本的、具体的解決策が困難を極めてっていると認識をしております。市としての対策案は先ほど示されましたけども、

もっと深く探求していかないと、この問題は本当に解決できないんじゃないかなと、そういう私自身、感想を持っておりますけども、市長、何かほかに策があれば御提案いただきたいと思っておりますけど、どんなでございますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきは市の基幹産業であります農業については、先ほどから答弁させていただいてますように、様々な課題が山積をしております。

農業の視点でいきますと、やっぱり答弁以外で考えますと、今、長期化するウクライナ危機、あるいは円安が止まらない、あるいは世界的な規模でいろんな災害が起きてるということもあって、非常に今、我が国の農業生産資材が高騰しております。本来だったら、普通の産業であれば、これを価格転嫁することができるんですが、なかなか農業の場合は価格転嫁が進まないという大きな課題があります。先日もJAにじの組合長とも議論をさせていただいたんですが、そういうことを踏まえて、国・県のほうにしっかり現状についてお話をさせていただいているということでもあります。

それから、議員も御承知かもしれませんが、農政の憲法と言われる食料・農業・農村基本法、これ、平成11年に制定されたわけなんですけど、20年の時を経て初めて大きな見直しをやるという作業が今、政府のほうで進んでおります。私のほうからは、先日も上京した折、お願い申し上げたんですけども、農林水産省のほう、あるいは国会議員の先生方をお願い申し上げたんですけど、農業だけではなくて、議員が御指摘される農村政策についても、やっぱり人がいなくなると農業が持つ多面的機能が発揮できなくなる。やはり、しっかり農村に人がいるような施策に力を入れてやってほしいという話をしました。農林水産省では画期的な、地方への人の流れを加速化させつつ、持続的低密度社会を実現するための新たな農村施策の構築というのを昨年4月に発表しております。こういう考えをしっかりと基本法の中にうたい込んで、この農村の振興にも力を入れてほしいと、こういうお願いをしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） そういう状況であることには、もう間違いございません。

それで、農業問題の2つには、先ほどのお話の中にもあったかと思いますが、耕作放棄地の増加の問題であります。耕作放棄地や荒廃農地の増加、長い間、認知されながらも改善できない深刻な問題となっております。耕作放棄地が増加している原因として最も多いのは、高齢化や労働力不足による、全ての圃場では作付できなくなって、一部の圃場の耕作を放棄してしまうケースがあると。また、農地のまま土地を所有している非農家、つまり農家をリタイアしたものの、後継者が不在で農地をほかに転用せず、そのまま所有しているケースもよく見られると。そのほか、農作物の価格低迷や収益の悪化を理由に作付をやめてしまうケースもございます。いずれも長ら

く問題視されており、日本の農業に根深く存在する、解決の難しい課題となっております。

耕作放棄地、それから荒廃農地は、数年後に農地に戻る場合もありますけども、なかなか作付されずに荒廃するケースも少なくありません。実は私の所有する田畑もその一部だと思っております。こうなりますと農地に戻すのはなかなか困難でございまして、先ほどの市長のお話にもありましたけども、食料生産であるという役割を果たせなくなる、そういうシステムの維持といった多面的な役割を持っておりますので、それゆえに荒廃することで、例えば病害虫の発生源となったり、周囲の農地に悪影響を及ぼしたり、地域の自然環境や景観、それから治安の悪化にもつながったりすることも、地域全体の深刻な問題とされております。

農業問題とされる後継者不足、高齢化問題、耕作放棄地、荒廃農地の解決策は、いろんな情報等々を見ておりますと4つほど項目が示されておりました。その1つとしては、スマート農業の導入であり、2つには農地経営規模拡大化と、それから3つには集落営農への取組、それから4つには農地の集積・集約化という、この4点に絞られるのではないかと。

この農地の集積・集約化について、今後、光を当てて、実現していくことがかなり解決の道筋に示されるのではないかと。これは私の個人の見解で言っておりますので、果たしてこれがどうかは分かりませんが、本当に農地の集積・集約化、これをやらないことには、先ほどの農業就業人口が10年前から100万人減っているわけです。ですから、ここ10年、20年で、下手すると100万人以内になるかもしれません。そういうことを想定していきますと、もうこういう一般の農業経営が行われなくなる。一部の人が農業に携わっている状況と。そうした場合には集積・集約化しかないというふうになってくるのではないかなと。私はこの集積・集約化にかじを切っていく、そういう切らなければならない現状ではないかと考えておりますけども、市長、その辺の参考の見解がございましたらお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。

ただいまの質問で、今後、集積・集約化についての御質問がありました。実際、うきは市のほうでも、集積・集約化には現在取り組んでいるところでございます。集積につきましては、土地利用型、米、麦、大豆を中心に平坦地の基盤整備した部分等については、一定の集積はなされてきているところでございます。

しかしながら、議員おっしゃっておりますとおり、農地の不整形な農地、利用がしにくいような農地であったり、中山間の農地であったり、こういったところはどうしても今後、受け手が不在になってくるような状況が、もう将来的に予測されております。実際にそういったところの営

農組合等の立ち上げ等は、以前からも一般質問等でも出ておりました。そういったところの立ち上げの取組であったり、そういったところも今後、取り組んでまいりたいと思っております。

集約化につきましても、今後、取組としては、作業効率を上げていくためには重要であるというところは感じております。こちらについても現在につきましては、課題としては、どうしても人と人で貸し借りが行われている関係で、所有者の意向等の問題等もございますので、今後、農地中間管理機構等の活用もあっせんしながら、集約化のほうについても今後取り組んでいきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） まさしくそういうふうになんか少しづつかじを切っていく必要があるのではないかと。そういう視点に立って考えていきますと、この過疎地域の事業、過疎対策としてしっかりその辺の内容の濃いものに変えていく必要があるのではないかなと、そういうふうに思います。これを認識していないと、この過疎対策の取組事項の内容が、単なる過疎債を使ってこれをやればいいじゃないかというようなことになってはいけませんし、本当にきちっとしていく、その対策がその問題を解決していくきっかけになることでもいいと思いますし、そういうふうな、問題解決に向けて進んでいけるのではないかなと、そういうふうな感想を持っております。

従来、日本の基本的な農業形態は、昔から零細分散錯圃という、これは江戸時代から続く日本の農業の基本的な形態になっております。山間地の多い日本で、河川の氾濫や土砂崩れなどの自然災害と向き合いながら農業を営んできたという知恵、一農家の圃場を1か所にまとめず分散させることで、災害時の全滅を避けてきたと、そういう経緯があると言われております。零細分散錯圃は、圃場が狭く、分散しているためになかなか機械化が進まない。圃場の移動に大きな労力と時間を要すると。こういう大きなデメリットも抱えていると。

また、農業を取り巻く環境が大きく変わってきておまして、省力化、効率化、それから国際協力が求められる現在、農業の大規模経営化が進められる必要があると。私は先ほどからの話のとおり、集積・集約が必要だと。そうした経営環境の変化を背景にして、この零細分散錯圃を解消して、所有者がそれぞれ異なる農地を地域の中心となる担い手にまとめていく、そのためには市町村、都道府県などの地方自治体が主体となって農地集積・集約化が日本全国で、強弱はございますけれども、進められていると。

何回も繰り返すようで申し訳ありませんが、この農地集積・集約化は、農業の大きな問題である農家の高齢化と担い手不足、それから耕作放棄地の増加という、この2つの課題を同時に解決できる効果的な取組ではないかと考えております。

今後の農政の在り方として、この問題に向けて取り組んでいくことを提案したいと思っております。

同時に、全国レベルで農業の担い手を増やす根本的な政策が求められておりますので、国だけではなく、農家だけではなく、私たち一人一人も自分の問題として捉えていかなければならないことを提起して、この問題を終わりたいと思います。

それでは、2番目の質問に入りたいと思います。

これは、過疎地域持続的発展計画書の19ページから22ページに掲載されております観光またはレクリエーションの現況と問題点及び対策についてでございます。

この公園の整備及び設置につきましては、昨年の6月議会の一般質問で行いましたけれども、今回も市民の皆様からの強い要望がなされたという、そういう経緯がございまして、私自身、そのことによって、改めてまた質問をさせていただきたいと思っております。

19ページに示されている見解は、観光地としての公園をはじめ、県外からの観光を目的に来訪される観光客層に対する対策等でうきは市に呼び込む取組が求められております。うきは市を訪れる観光客の皆様は大いにうきは市を味わっていただくことは必要で、歓迎される重要なポイントであることは言うまでもありませんけれども、一方では、まさしく19ページに記載された内容のとおり、レクリエーションの場である公園はという内容で説明をされておりますのは、次のとおりであります。

実はレクリエーションの場である公園は、市民の生活に潤いをもたらすものであり、安全で安心して利用できる公園整備が必要であると。浮羽地域には、9つの公園があり、敷地の広い藤波ダム公園などがありますが、公園に対する市民の満足度が低い状況であるということです。そのため、多くの市民が楽しみ、快適に利用できる公園の整備を図る必要がありますと、そういうふうに記載をされております。

公園整備には、新たな公園が、安全で安心な場所になるという、この安心して遊ぶことのできる公園が必要であります。市民の皆さんが喜んで集まれるような公園の整備をやっていただき、新たな公園も作る必要があるのではないかと思っております。

このことは地元の自治協議会をはじめ、いろいろなところで出される要求として市民の皆さんから厳しく念を押ささせていただいているお声であります。市民の皆さんで公園を身近に利用できない人たちは、じゃあどこに行っているのかと。それは隣の朝倉市にある三連水車など、他市町村にある公園に行っているという、こういう実態がございまして。子育て中の女性の方にとって公園整備または公園を設置することは、人口減少に歯止めをかける1つの明確な施策ではないかと、そういう施策であるというふうに理解をすべきではないかと私は思います。そういう公園の現況と問題点及び対策、公園設置について市長の見解をお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、観光またはレクリエーションの現状と問題点及び対策、そし

て公園整備について御質問をいただきました。

まず、うきは市の観光振興につきましては、令和3年3月に策定しました観光振興計画に基づきまして、観光入り込み客数の増加やリピーターの維持のほか、観光消費額の増加を目標に取り組んでいるところであります。

九州経済調査協会が今年の2月に発表しました九州経済白書によりますと、九州への来訪者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和2年以降、大きく落ち込みましたが、徐々に回復傾向にある中、うきは市は近距離での旅行を楽しむマイクロツーリズムなどにより、コロナ前より来訪者が多いという報告がなされたところでございます。また、近年は市内の宿泊施設も増加をしており、以前は筑後川温泉や吉井温泉など限られた施設のみでありましたが、現在では古民家施設や歴史的建造物を生かした宿など、全体で25件の古民家宿が新たに操業しているところでございます。

さらに今年8月には、道の駅うきは隣接地に外資系ホテルが開業する予定であります。宿泊特化型ホテルであり、宿泊者の食事や買物、入浴は地元周辺でということで、地域経済の好循環が期待されているところでございますが、移動手段が課題となります。また今、浮羽稲荷神社や観光会館土蔵には、外国人観光客の方が多くなってきておりますが、JRの駅などから歩いて来られる方も多く、レンタサイクルの不足やコインロッカーなどの整備も課題となっております。今後は、観光入り込み客の移動手段等についても支援を行っていく必要が重要だと、このように考えております。

また、多くの観光客が訪れる観光地では、増加する観光客による弊害なども課題となっており、いわゆるオーバーツーリズムへの対策も求められておりますので、現在策定をしております観光振興計画の中でその対応を考え、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりを目指していきたいと考えております。

次に、公園整備についてであります。御承知のとおり、市内には12の市立公園があり、そのうち浮羽地域には9つの公園があります。多くの方々が楽しく快適に利用できるよう、清掃、草刈り等の維持管理に努めているところでございます。公園の整備につきましては、令和4年6月の一般質問でもお答えいたしましたように、内容を充実させる公園と廃止する公園の選別を行い、整備する場合は子育て世代を中心に、多くの世代で利用していただけるような施設の在り方、またパークPFI等の民間活力の導入など、様々な観点から内部で協議をしてまいりました。

本年4月12日の全員協議会でも御報告いたしましたように、12の公園のうち、城ヶ鼻公園、合所ダム公園、長岩公園、清水湧水ふれあい広場及び白壁交流広場の5つを公園条例から除外していくことで調整をしているところでございます。

整備をしていく公園としましては、浮羽町域では藤波ダム公園、吉井町域では吉井百年公園を

検討しております。藤波ダム公園につきましては、昨年度から地元自治協議会と協議を行っており、活用の方向性を検討しているところでございます。吉井百年公園につきましては、先月、プロポーザル方式による民間事業者の提案を受け、現在、利活用の詳細について協議を行っているところでございます。今後も地元協議会などの調整も行い、事業推進していきたいと考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 公園につきましては、これまでいろんな議員の皆様からも要望等があったということ、私、経緯としては存じ上げておりますけれども、なかなか本当に安心で安全で、しかも問題なく利用できる公園というのは、実際行ってみますと本当に少ないと。本当に浮羽町の自慢する公園にはなるけれども、じゃあ平日に子供を連れて女性の方が遊ばせることができるのかといいますと、もう皆無に等しいような、そういう感覚でございます、実際はですね。ですから、考え方としましては、やっぱり生の公園を1回見ていただく、そしてどういう、市民の皆さんたちが感じながらそこを利用していないのかということも必要ではないかなというふうに思います。ぜひ、何回もこういうふうな場で質問させていただいて、しつこいなと思われるかもしれませんが、何回となくいろんなところでそういう意見をいただくものですから、これはやっぱりしっかり市の市長はじめ行政のほうにお伝えしていく、そういう形で改善を図っていただきたいと、そういう願いでございます。ぜひともその辺のところ、推しはかっていただきまして、公園整備また造成ということでお願いしたいなというふうに思います。

それで一応、これで公園整備の関係については終わります。

最後の3番目でございます。過疎債を活用したうきはアリーナ体育館の冷房施設の導入についてでございます。

うきはアリーナの体育館につきましては、夏場における冷房管理ができないという、御存じのように空調施設がないということでございます。体育館使用中の温度管理は、健康管理上、不適當であると。熱中症を患う原因になっております。この状況を放置したままに改善しないのは、至って大きな問題と言わざるを得ません。夏場の気温は5月頃から10月頃までの、年間を通して換算しますと約半年間の長きにわたり高温状態になっているという現状。うきはアリーナは、うきは市自慢の木材を使用した建築により設計された建物として、各種スポーツが実施されているものでありますけれども、この夏場だけは残念ながらなかなか利用種が限られてくる。

私も卓球の練習でしばしばアリーナの体育館を利用しておりますけれども、六、七年前に卓球大会を招聘して開催をいたしました。冷房装置がなく運用されていること自体に、市外から来られた参加者の選手の皆さんが驚かれまして、室内の異常な暑さにびっくりされていたと。大会終了後には、今後二度と利用しないというような小言を言われて、苦い経験がございました。

この持続的発展計画書の39ページには、社会教育の項目には、市民が安心してスポーツを楽しめる体育施設を整備しますとございます。また、40ページには、事業計画には総合体育館の施設整備事業の項目が掲げられておりまして、何としても夏場の体育館使用が非常に、非常というか、常識豊かに利用することができるように、そして安心・安全にして運営できるように、この冷房関係の空調設備というんでしょうか、これを過疎債を使って空調設備を導入することはできないのか、その辺の市長の見解をお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、過疎債を活用した冷房施設の導入について、うきはアリーナについて過疎債を活用し、冷房施設を導入してはという御質問でありました。

うきはアリーナの熱中症対応策としましては、メインアリーナに関しましては平成29年度に屋根の遮熱塗装を行うとともに、排煙窓の設置を行ったことで室内上部から熱い空気を排出できるようになり、一定の温度低下の効果が得られているところでございます。大型ファンを設置し、空気の循環も行っております。現在、うきはアリーナにおいては、1日3回、室内温度のチェックを行いながら施設利用の代表者に熱中症予防について周知を図っているところでございます。そのような中、年々、夏の暑さが厳しくなっていることから、空調設備の導入についても今後の課題として研究をしているところでございます。

現在、うきはアリーナでは、バドミントンやバレーボールなど、風の影響を受けやすい種目の利用も多いところでございます。空調設備の中には風が出ない輻射式空調設備というものがあり、送風式ではなく、空間の温度調節ができるということで、競技種目に左右されないなどの利点も多いということではありますが、多くの財政負担を要することになります。

それから、過疎債の活用でございますが、うきはアリーナが浮羽町にあっても利用者が市内全体に及びますので、浮羽町と吉井町との人口案分となるため、約半分しか起債対象にならないと考えられます。過疎債の活用につきましては、他事業や施設での優先順位や財政状況を総合的に勘案し検討していく必要があります。また、これまでの国の事業を活用して整備を行っていることもあり、その調整も必要となります。

様々な課題がありますが、快適なスポーツ施設の在り方として、今後さらに研究をしてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） アリーナの指定管理料は4,929万円ということで認識をしておりますけれども、やはり体育館の空調ということで、いろいろ研究して、導入が可能なものを、少しでも緩和をするために行っていただきたいなど。今、大風量スポットエアコンというような、そういった機具も研究されておりますので、ひとつ調査研究の上、そういう取組をお願いしたい

ということをお願いしまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） これで、4番、樋口隆三議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩をいたします。11時30分より再開します。

午前11時14分休憩

午前11時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、1番、権藤英樹議員の発言を許可します。1番、権藤英樹議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 1番、権藤英樹です。議長から許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

一般質問に入ります前に1点、今回のこの6月議会におきまして、後々、委員会等でも審議をいただきます物価高騰に伴う独自支援策を市のほうでいろいろとお考えをいただいて、今回、御提案をいただいております。その中に外国人介護人材家賃費等の支援金を384万円計上し、提案をいただいております。前回の3月議会において、外国人介護人材について、市長にも見解をお伺いしながら求めていた部分について、国等の様々な支援スキームがあったのかもしれませんが、早急に本市の独自策として、この近隣の筑後地区を見てもあまり例のないように思いますので、そういったことをこの議会の一般質問等を通じてしっかりと御対応いただいていることに、まずもって感謝を申し上げますとともに、担当の保健課の皆さんには御苦勞をおかけするかと思いますが、しっかりとこの町に今回入ってこられました12名を中心に、多くの外国人の皆様が心地よくうきは市で働いていただけるようお支えをいただけますよう、よろしく願いを申し上げますというふうに思います。

それでは、通告書に基づいて、今回は3点質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、ふるさと納税の使途と管理方法について、2点お伺いをいたします。

ふるさと納税での寄附金、納税という言葉が使われますが、厳密には他にお住まいの方から寄附をいただいて、その寄附金控除が受けられるということで納税というような言い回しをするんですが、ふるさと納税での寄附金を財源とする本市のふるさと・まごころ基金、こちらの中において寄附を募る際に、寄附者の皆さんの意向を生かすという意味だとは思いますが、皆さんから5つのメニューについてお伺いをして、どのメニューで使われることを好まれますかというような質問を立てておられます。そのメニューと基金の実際の運用、これについての整合性がしっかり取れているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

また、その用途や意義、特に効果、その辺りについて十分な検証等が毎年行われているのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

2点目が、市政運営のほぼ全分野である程度自由に使用できる立てつけに、このふるさと・まごころ基金はなっております。また、先ほど申し上げました5つのメニュー、どこかに該当するような形に立てつけ上なっております。こういった立てつけは、ともすると安易に基金を使用する風潮がこの庁舎内に生まれてこないのかということ非常に心配しております。そういった点への所見をお伺いしたいと思います。

また、後ほど他の市の例も述べますが、市政運営上、今後、課題となることをしっかりと精査をした上で、その絞り込んだ課題にしっかりとこのふるさと・まごころ基金が充当されるような、そういったふうに取り扱いを変えるべきではないか、加配配分を変えるべきではないかというふう考えておりますが、そのあたりについての市長の所見をお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、ふるさと納税の用途と管理方法について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目のふるさと納税の5つの寄附金メニューと「ふるさと・まごころ基金」の運用との整合性や検証等についての御質問でありました。

「ふるさと・まごころ基金」は、ふるさと納税で寄せられた寄附金を活用して、地域振興や環境保全、教育や福祉、観光など、幅広い分野での取組を支援するための基金であります。寄附者には5つのメニューの中から「どのような分野に活用してもらいたいか」を選んでいただき、寄附者の意向に沿う形で運用をしております。

具体的な寄附メニューと充当事業につきまして、1つ目のメニュー、「ふるさと人材だいに寄附」につきましては、将来のうきは市を担う人を育む事業として、学校教育関係等の事業に充当しております。2つ目のメニュー、「ふるさと産業いきいき寄附」につきましては、地域産業の活性化に関する事業として、企業誘致対策費や地元の農林・商工振興に関する事業に充当しております。3つ目のメニュー、「ふるさと福祉すこやか寄附」につきましては、市民の福祉向上を目指す事業として、障がい者福祉、高齢者福祉、母子福祉などに関する事業に充当しております。4つ目のメニュー、「ふるさと暮らしまろう寄附」につきましては、市民の安心・安全な暮らしの向上を図る事業として、交通安全対策費や防犯対策費等に充当しております。5つ目の「ふるさと市長おまかせ寄附」につきましては、分野を限定せず、市全般の事業に充当しております。

基金を充当する際には、各メニューとその分野に該当する事業とをひもづけして運用しており、寄附者の意向を反映した形で活用できているものと考えております。ふるさと納税を原資とする

「ふるさと・まごころ基金」は、市の幅広い施策に活用できる貴重な財源でありますので、多くの方からの寄附金を大切に活用し、魅力ある地域づくりや環境保全施策など様々な分野での取組を積極的に推進してまいりたいと考えております。

2点目の市政運営上の今後の課題を精査し、使途を絞り、具体的な用途に加配すべきではないかという御質問であります。ふるさと納税の寄附金につきましては、受け入れた翌年度に基金へ積立てを行い、翌々年度の当初予算において寄附者の意向に沿ったメニューに充当させていただいております。ふるさと納税制度は、市が現在実施をしている各分野の事業に活用できる財源であります。一方、特定の目的を達成するための資金収集の方法として「クラウドファンディング制度」がございますが、議員御質問の内容は、後者の「クラウドファンディング制度」に近い考え方ではないかと推察をいたします。

現在、うきは市において、この「クラウドファンディング」を活用した資金収集は行っておりませんが、今後、大きな資金を必要とする事業が発生した場合には、財源構築の1つの手段として検討してまいりたいと思います。

重ねての説明になりますが、現在、市が保有している「ふるさと・まごころ基金」は、市政運営のほぼ全分野で使用できる立てつけとなっております。基金を充当する上では、慎重かつ効果的な使途を毎回検討しておりますが、議員御指摘のとおり、安易に基金を使用する風潮が生まれることは望ましくありません。基金を活用している事業につきましては、再度確認を行い、適切な使途を見極めながら市政運営に役立てていき、御寄附をいただいた方の思いを無駄にすることなく、元気で暮らしやすいまちづくりを目指し、引き続き各分野での取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、市長に御答弁をいただきました。

1点目の質問の部分に関しましては、5つのメニューの内容について説明をいただき、基金との運用の整合性等についても少し触れていただいたというふうに思います。また、その使途の意義や効果について十分検証されているかというところについて具体的な答弁はなかったのですが、後の質問にあるような、安易に基金を使用するような風潮が生まれないように精査をしていきたいという答弁をいただいたものだというふうに認識をさせていただきました。

今回、このふるさと納税について質問をさせていただいたのには、幾つか思いと疑問点がありましたので、そこについてお伺いをしたいという旨で質問をさせていただいたのですが、全てをやっておりますとこれだけで1時間足りませんので、大きく2点に絞って再質問をさせていただきたいというふうに思います。

1点目が、今、市長の答弁もいただいた使途の部分でございますが、5つのメニューとの整合

性については、今の市長の答弁で一定理解をしたというふうに私のほうも理解をさせていただきました。

2つ目が、その用途について、別の切り口からというところで、今回、お手元に資料を2枚お配りしております。手書きで上のほうにページ数を振っておりますが、1枚開いていただいた2ページ目に私の打ち込んだワープロ書きのものがあるかと思いますが、その①のふるさと納税（ふるさと・まごころ基金）依存度から見る基金の用途の有効性というところを御覧いただければというふうに思いますが、詳しい数字は1ページ目のふるさと・まごころ基金のところには三角印の横に数字がついてるのが各事業に繰り入れられたお金ですので御参照いただければと思いますが、その中から幾つかピックアップをしております。

例えば、以下の基金の用途の依存度ということ、農業人材育成対策事業費に1,322万円使われておまして、これはこの事業費の中のほぼ満額に近い金額になります。また、その下、果樹園芸振興費413万円、これについては満額がふるさと・まごころ基金から拠出されたお金でやられてるんですが、その横、矢印の横ですが、この事業は本市で働く農業をこれから営もうとする人たちのフォローを本市独自でやろうとしているような事業が主体であります。ですので、国や県の補助のない、うきは市独自の取組をやろうとして使われているものです。

そのもう一個下の活力ある高収益型園芸産地育成事業費600万円というのは、いわゆる先ほど、前の質問者の樋口議員の質問の中でもありました、農業、露地で栽培するものと、あと温室で栽培するものがありますが、そういった温室で栽培するような農業をやられてる方への事業費になるんですが、ここの600万円、これ、ふるさと・まごころ基金から出てるんですが、これは横に書いてあるように、県や国が補助を行っているんですね。今般、飼料や資材等が高騰しておりますので、そういったものに対して国や県が補助をしているんですが、それに上乗せをして、うきは市独自で補助をしようということを使った600万円です。

要はこの2つ、共通していることは、本市独自でしっかりと市民の皆さんの産業や雇用を守っていかうというような独自支援策、そこに使われたというふうに認識をしております。私はこの使い方は間違っていないと思っています。

では、以下の基金の用途の依存度ということ、2点書いております。

公衆トイレ等管理費に1,200万円、ふるさと・まごころ基金、皆さんのふるさと納税が使われてるんですが、これは年度決算額のほぼ9割に該当します。その下、防災行政無線関係費、いわゆる皆さんのお宅に1台ずつある防災行政無線、あれを維持管理するのにかかる費用として690万円がふるさと・まごころ基金から出てるんですが、これも年度決算額の約9割がふるさと納税で賄われていることとなります。

この防災行政無線に関しては、先ほどの市長答弁にもありましたように、市民の安全を守ると

いうところでお使いになられてるんでしょうが、横の四角書きに書いているように、これはふるさと納税が始まってから市が取り組んだものでもなく、これまでも、旧吉井町とかの時代からもあったようなものだというふうに認識をしています。こういった、これまでもずっと毎年同じように使って、恒常的にかかるような経費、こういったものも、本来は今まで市の財源でやってたものがふるさと納税で今、賄われている。ふるさと納税、たくさんいただいたから、こういったところにも使ってもいいかなと、そして趣旨は、先ほど市長が御説明いただいたような趣旨にものっとってるしというような形での使い方なんでしょうが、私はこうしたもともとかかっている恒常的経費、専門用語では経常的経費と言いますが、こういった元から本市できちっと賄っているようなお金に関しては、当然それは賄いつつ、新たに原資としていただいたこの寄附金、ふるさと納税については、もっと用途を考えて使うべきじゃないかなというようなことを思いましたので、今回、質問をさせていただいたところでございます。

この辺りの見解について、市長か担当課の所見を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 企画財政課の高瀬でございます。大きく質問のほうをいただきまして、私のほうから回答させていただきたいと思っております。

現在、うきは市のふるさと・まごころ基金、これ、皆様方からのふるさと納税で積み立てた基金でございますが、その充当事業につきましては、市が現在実施しております多額の一般財源を必要とする事業に主に活用をさせていただいております。

そのことによりまして、より幅広い事業に充当をすることができるようになってございます。そうすることによりまして、普通ですとそういった特定財源がないものに充当をしますので、市が使う一般財源が減少をしまいたします。その影響で、決算期には市が使う一般財源が減るものですから、剰余金が発生をしまいたします。そうなることによって財政的な余裕が生じてまいりまして、今後の新たな事業にこういった財源として使うことができるというふうな流れもあります。

このような流れもございまして、今、市のほうとしましては、市が現在実施している一般財源を必要としている事業に優先的に充当させていただいているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、企画財政課長から答弁をいただきました。

内容については理解をさせていただきましたが、結局、一般財源を伴うような本市独自の取組

に充当するということであるならば、この基金を新たな、要はそれで生まれた余剰のお金でまた新たな施策ができるという御説明でしたから、新たな施策をはなからこの基金を活用してやればよいというふうに思います。それともう一つ言えるのは、これまで恒常的な経費、いわゆる経常的な経費で使ってたものをふるさと・まごころ基金を充当して、言葉を使えば、浮かすというようなことならば、今までやってた施策に対して充当するだけなんですよ。

私が今回、声を大にして申し上げたいのは、せっかくうきは市外の皆さんから御厚意でいただいた寄附ですので、これを活用して新たに本市で今、何が必要なかを考えて、そしてその施策を提案し、そこにふるさと・まごころ基金を充当してはどうかということなんです。今まである施策も当然大事です。特に恒常的に毎年お金がかかる政策も大事です。ですが、ある意味、これは新たに付加された寄附金なわけですから、そういったものをしっかりと、じゃあこういった新たに本市では今の財政規模ではやれないけども、ふるさと・まごころ基金、寄附金を活用すればちょっとできるんじゃないかというような新たな施策に対する取組をやっていたらいいと思うわけです。

ですので、先ほど①のところでも申し上げた農業関係の本市独自の取組に使われるのは、私は大いに賛成です。ですが、こうした恒常的、経常的経費に、あるからということで、本市の一般財源だからちょっとここにも充当しようかというのは、安易な考えだというふうに私は認識してるので、ここは、でき得ればもう少し考えてほしいというような、今回は提言にとどめたいというふうに思います。ですので、ぜひふるさと納税、寄附金については、そういった形で使っていたらいい。

もう1点、これも先ほど樋口議員の質問の中で出てきたうきはアリーナの件で言えば、この資料の1ページのふるさと・まごころ基金の使い道の一番下、総合体育館管理運営費繰入れに2,000万円繰り入れているんですよ、4億3,000万円のうちの。先ほど樋口議員が4,929万円、維持費にかかっているとおっしゃってました。ということは、4,929万円のうちの半分の2,000万円はふるさと納税、このまごころ基金で充当しているんです。

こういう言い方はあまり言葉がよくないかもしれませんが、減収とか、減税とか、要はちょっと過大なものを本市のてい合合わないものを造り過ぎた部分の賄い切れない部分とかに補填するような使い方になってはしないかというような思いでもあります。これは反論もあるかと思いますが、これはあくまでも私的な一般の意見と思って聞いていただければと思うんですが、あれだけ立派な体育館を造りました。けども、維持費もかかるし、先ほどの樋口議員の意見にもあるように、これから設備投資をしていかなければいけないようなお金のかかることも多々発生をする。その中で、この4,900万円かかるうちの2,000万円は毎年のようにこれで補充をしているということになると、もうそこが依存の財源になってしまってるんじゃないかなというような懸念を

持っているわけです。

例えば逆に先ほどの樋口議員の質問じゃないですけども、冷房施設を新たに入れるんで一時的にどんっとしたお金がかかるので、ここにふるさと納税を使いたいというんだったら私は大いに賛成です。ですが、恒常的に欠損してる部分について補うというような部分にこのふるさと納税が、それも恐らく市民の皆さん、あまり理解はされてないと思います。市民の皆さんにしっかり、市民にこれだけ裨益するすばらしい体育館を造ったんですから、その半分はふるさと納税で賄いましょうって言って、そしたら市民の皆さんも市外からの皆さんの寄附金で、ありがたくあんな立派な体育館を使わせてもらってるんだなというふうになるかと思うんですが、さっとうこういうふうに使われてるということは、市民の皆さん、誰も知らないと思います。

ですので、今回申し上げたいのは、使い方もそうなんですが、もう少し市民の皆さんにふるさと納税でいただいた寄附金はこんなことに利用されてるよと。よくあるじゃないですか、宝くじ事業とか、もう宝くじはこんなことに使われてますなんていうCMやってるでしょう。あれと同じように、だったら有益だよとか、だったらありがたいよねというふうに思わせることも必要なんじゃないかというふうに思いますが、所見を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、議員からは、一言で言えば、安易にこの基金を使用する風潮が生まれている。そのことではないかと思うんですが、聞いていますと、何か我々が新しい事業は一切興さないで、経常経費にただ充ててるだけではないかという視点に捉えがちなんですが、ちょっと2つの点から御理解いただきたいなと思います。

まずは、基金だけに頼るんじゃなくて、今、職員に本当に無理強いしてる場所もあるんですが、社会経済情勢がいろいろ動いてますので、新たな国の補助金、県の補助金をしっかり取ってきなさいと。それで新しい事業をやろうということで、かなり、要するにお願いをしております。そうしますと、当然、地元負担が出てくるわけです。10分の10の補助金だけではありませんので。地元負担が出てくる場所については、この基金を充てていただきたいというのが1点。

それから2点目は、既存の経常費用に充ててるということで、今、高瀬課長のほうから説明がありましたけども、これは1つ、時間軸も考えていただきたいなと思います。今だけを捉えるとそういうふうに思うかもしれませんが、基本的に我々は長期的に新しいごみ処理の問題であったり、上水道対応の問題、あるいは消防施設の問題、あるいは学校施設の建て替え等も山積をしております。こういうところに充てなくてはいけない。片や、寄附をいただいた国民の皆さんには、早くこの寄附金はこういうふうに充てましたというお知らせをしないといけない。10年後に充てますとか言ったら、だんだん寄附する人がいなくなる。そういう時間軸も考えていただきたいということであります。

したがいまして、全部我々が困ってしまって、基金だけを頼りに行政施策を回してるというふうには捉えていただきたくないと思います。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、市長から熱のある答弁をいただきましたので、私もそのようには思っておりません。しっかりと市の皆さんが頑張っておられる中で活用いただいているものだという事は十二分に理解をしておりますので、その部分は市長にも御理解を賜ればというふうに思いますし、先ほど申し上げた部分に関しては、もう説明は先ほど申し上げましたので多くは申し上げませんが、使途についてはそういった見方もあるという認識の下、より一層、気をつけて使っていただきたいという部分と。

もう1点、時間の関係もありますので多くは語りませんが、資料の3ページに本市のふるさと納税の使い道について、これはふるなびのサイト上で5つのメニューについてしっかりと説明をいただいているんですが、その下が、先日、厚生文教常任委員会で視察に行きました豊後高田市のふるさと納税の使い道です。分かりやすいですね。子育て支援の充実、1点だけです。それに全額を投じています。

これは当然、裾野の広い事業ですから、学校教育関係にも使われているし、児童福祉や保育、そういったことにもしっかりと使われているということだというふうには認識をしていますが、要はこれは何が言いたいかということ、先ほど申し上げたように、寄附者にも、裨益する市民の皆さんにも、何に使われているかがはっきり分かったほうが、これを使う市も含めてウィン・ウィン・ウインの関係になれますよねということをお願いしたいんです。市も当然寄附金でやれることですので、一般財源を減らさずに済むという利点がある。寄附する方も、こういったことにしっかりと使われているんだと。ですので、豊後高田市のサイトのコメント欄を見てると、もうコメントの内容が違うんです。うきは市だと、いい町なんで使ってくださいねとか、そういうことがいっぱいあるんですが、豊後高田市になると、将来の子供たちが活躍するのを期待していますとか、子供であふれるふるさとになってくれることを期待します。要は目的を持ってふるさと納税、寄附に臨まれてるわけです。

大体ふるさと納税というと、返礼品がいいものをもらえとか、好みのものがもらえとか、あとは寄附金控除が受けられるので、多く納税しなければいけないような人はそういう返礼品をもらって寄附金控除を受けて、税金も減税できるというような経済的なメリットをよく見られがちなんですが、ここ最近、特に残念なことに格差社会が進行してる関係で、たくさんお金を持っておられる方というのは、どちらかというと減税対策もさりながら、何か自分たち——特に高齢者の方が多いんですが、これまで頑張ってきた人生を振り返りながら、ふるさとだとか、好きな地域に何か裨益できるようなことはないかということで大きなお金をこういった寄附金に寄せ

る方が多いというふう聞いています。

ですので、そういった方々の寄附意欲を引き寄せる意味でも、しっかりと本市のどういったことに、どういうふうを活用されて、こんなにすばらしい町になってますよというようなことをもっとアピールいただきたい。それは今、既存でやられてる事業も含めてで結構です。もう少し市民の皆さんも気持ちよくふるさと納税を受け入れられる、寄附いただく方も気持ちよく本市に寄附をいただけるような広報等についても考えていただきたいという趣旨でございます。これは要望にとどめますので、ぜひ御検討いただきたいというのが1点。

もう1点、時間もちょっと押してるんですが、ふるさと納税についてお一つお伺いしたいのが、1ページ目の資料につけておりますが、下のほうの寄附金メニューのちっちゃい欄、先ほど市長から説明があった5つの寄附の合計が、令和3年度のこれは決算書ですが、4億3,551万8,000円と、これが総額です。それに対して、上がふるさと納税事業に係る費用の決算額なんですけど、当然、返礼品としてお返しするものがこの7節の報償費になるんですけど1億8,000万円程度かかっている。それを全部含めて、諸費用として2億4,819万5,968円かかっているわけです。

私は民間の企業出身ですが、基本的にこういうお金を使う場合、いただいた分4億3,550万円程度から必要経費の2億4,820万円を差し引いた、純粋に手元に残る1億8,730万円について何か使途を決める。これが本来、民間企業だったら、私が経営者だったらそういうふうを考えます。しかし、一旦、ふるさと・まごころ基金にいただいたものを全部基金に繰り入れる関係で、繰入額は4億3,000万円近いお金がどんっと入ってて、そのうちの、この表でいくとちょうど真ん中辺り、取崩額3億4,600万円ぐらいが使われているのに対して、それと別会計で2億4,000万円ぐらいが経費として使われている。

要は何が言いたいかというと、純粋にふるさと納税で本市が得た利益1億8,700万円以上のお金が外に出ていってませんかということをお願いしたいわけです。本来、この基金をプラマイゼロで運営してますよという立てつけでいくとするならば、この1回ふるさと・まごころ基金に入ってきた4億3,000万円のうちから2億4,000万円のかかった経費も繰り出して、2款1項8目の中で使って、残った1億8,000万円をこれだけ市民の皆さんに使いましたよというのが経理上の本筋だと思うんですが、そこについての見解を伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） ただいま御質問いただきました件についてお答えをさせていただきます。

議員の言われるように、実際のふるさと・まごころで寄附をいただいた金額、それから経費分の割合、大体50%程度が経費として計上されてきているというふうなところでございます。

確かに様々な考えはあろうかと思えますけれども、私どもといたしましては、寄附者からいただきました、例えば1万円なら1万円、これにつきましてはその1万円丸々と、その寄附者の御意向に沿った事業に沿うような形で使わせていただきたいというふうに考えております。それに対しての経費、もちろん発生するんですけれども、そちらのほうは私どもの財布の中と申しますか、そちらのほうから支払いをするというふうなところで現在の経理方法は実施をしております。以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 状況はよく分かりました。

何が申し上げたいかという、1個目の質問と関連をするんですが、結局、財布の中身、お金に色がついてるわけではありませぬので、どこからどういうふうにとというのはなかなか分かりにくいところなんです、結局、この1枚目の資料の一番上のほうを見ていただいたら分かるんですが、この経費って一般財源、先ほど課長の答弁にもありましたように、一般財源から2億4,000万円近いお金を使って、ある意味、2億4,000万円で4億3,000万円を釣るような話だとは思いますが、じゃあ釣った魚の食べられる部分というのが1億8,000万円なわけなんです。じゃあ1億8,000万円をきちっと使えるような、もっと立てつけにしたほうがいいんじゃないかと。

要はずっと、この数字だけじゃないですけど、いけば、本来は1億8,000万円しか使うところがないのに、毎年3億円ぐらい使ってたら、どんどん身が細くなっていくよねというようなことを申し上げたいわけですので、もう少し、私のような経理が専門じゃないような人間でもスマートに分かるような立てつけに、それが1つ先ほど申し上げたように、じゃあこの経費を引いたらどうか。結局、純粋に寄附いただいた、例で言えば1万円は1万円しっかり使いたいということですけど、その1万円をもらうのにこれだけのお金がかかっているのも間違いのない事実ですので、そういうところももう少し配慮いただきたい。これはもう今日答えの出ることではありませぬので、ぜひ広報周知、市民の皆さん、そして寄附される皆さんへの広報と併せて、少しお考えをいただきたいというところにとどめたいと思いますので、よろしく願いをいたします。ふるさと納税については、以上でとどめたいというふうに思います。

それでは、2点目の市職員の職場環境改善について、2点お尋ねをいたします。

まず1点目が、本市職員の配置定数と現状、会計年度任用職員の人数と比率、あと近年の定年退職者以外の退職者数と世代別人数についてお伺いをするとともに、本市職員の就業環境の現状と課題について、市長の所見を伺いたいと思います。

2点目が、若年層職員のモチベーション向上について、本市の具体的な取組をお伺いしたいと思います。また、現状では国の出先機関に人事交流をやられておりますが、もう少し幅を広げて県や民間事業者との人事交流や活力向上の取組が必要ではないかというふうに強く思っておりますが、その点についての所見をお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、市職員の職場環境改善について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の市職員、会計年度任用職員の職員数、退職者数の現状と市職員の就業環境の現状と課題についての御質問であります。総務省が令和4年度に実施をしております「地方公共団体定員管理調査結果」において、全国の地方公共団体の職員数については、新型コロナウイルス感染症対策のための体制強化や子育て支援への対応などにより、対前年度比0.1%の上昇となっております。全国の地方公共団体の総職員数は、大きな流れとしましては平成6年をピークに、平成28年度まで一貫して減少し、その後は横ばいか微増傾向となっているところでございます。

うきは市職員の令和5年4月時点での配置人員は、正規職員が234名、会計年度任用職員が272名となっております。会計年度任用職員のうち、保育所、学校関係を除き、週30時間以上の勤務をする者は、そのうち92名であります。その92名の職員全体に占める比率は約18%となります。なお、「うきは市職員定数条例」において正規職員の定数は259名と定められております。

退職者の状況についてであります。まず全国の自治体においては、総務省が令和3年度に実施をしております「地方公務員の退職状況等調査」において、離職者全体に占める定年退職者以外の割合は約49%となっており、退職者のおおむね半数程度は勸奨退職や普通退職の理由により退職をしている状況にあります。

一方、うきは市職員における近年の退職者につきましては、平成28年度から令和4年度までの7年間に合計73名が退職しており、そのうち38名が個人の都合や家族の都合、自身のスキルアップを目指すなど自己都合、つまり普通退職や勸奨退職といった定年退職以外の理由で退職をしております。ちなみに、離職者全体に占める定年退職者以外の退職者の割合は52.0%でございます。年代別には、50代が39.5%と最も多く、次いで30代が36.8%と続きます。また、20代が18.4%、40代が2.6%、60代が2.6%でございます。どのような理由でありましても、経験豊かな職員や育成を行っている中途での若手職員が退職することは、市にとって大きな損失であり、職員の定着率を高めるために様々な取組を行っていく必要があると考えております。

令和4年度からは、所属する上司とは別に、年齢の近い年上の先輩職員が新規採用職員をサ

ポートする制度を導入して、職員を孤立させないことを目標に、若手職員の早期離職の防止に向けて取組を行っております。また、産業医とも連携し、特に若手職員については重点的に健康相談に案内するなど、積極的に対応するよう努めているところでございます。

今後につきましても、若年層のみならず、あらゆる年代に応じた様々な取組を通して職員の中途離職を防止し、組織力のさらなる向上に努めてまいります。

2点目の若手職員のモチベーション向上についての取組と県や民間事業者との人事交流の必要性についての御質問であります。総務省が令和3年4月1日時点で実施しました「人材育成等に関する調査結果」において、職員のモチベーションの維持と向上を課題と捉えている自治体が86.1%となっているなど、全国の多くの自治体が高齢者に関する課題を抱えていることが示されております。

うきは市におきましても、管理職以外の全職員を対象として、「自己申告書」を年1回提出を求めています。これは職員のモチベーション向上に向けて、自身の経歴を振り返り、現在の業務遂行状況や健康面などについて記し、また今後の異動先についての希望等を記載するものであります。これにより、職員自身がキャリアデザインを描きやすいよう配慮し、また人事担当としても人事異動の判断材料の1つとしてこれを生かし、適正な人材の配置を目指すべく調整を行っているものであります。

また、職員のスキルアップやキャリア形成を支援するために様々な研修やセミナーを開催し、職員が新しい知識や技術を身につけ、自己成長を実感できる環境を整えております。重ねて、職員間の連携強化、業務の効率化、働きやすさの向上につながる観点から、各部署間のコミュニケーションの促進に向け、職員同士の交流を深める取組を行っています。一例としまして、現在、組織横断的目標達成型のプロジェクトチームを複数組織しており、所属部署とは別のコミュニティも出来上がっているところでございます。

また、先ほどお話ししました先輩職員が新規採用職員をサポートする制度でございますが、この制度を毎年繰り返すことによって、結果的に組織内の意思疎通がスムーズに機能するようになることも目指しております。

人事交流についてでございますが、うきは市におきましては、平成17年のうきは市合併市制施行以降、派遣、人事交流等につきましては、19の機関に対して実施をしてきております。その中には、国の出先機関に限らず、福岡県、他市町村、社会福祉法人なども含まれております。令和4年12月議会におきましては、「公益的法人等へのうきは市職員の派遣等に関する条例」を御議決いただき、結果として、うきは市の組織活力の向上につながる枠組みもつくっているところでございます。また、うきは市におきましては、民間企業等の社員を一定期間受入れ、そのノウハウや知見を生かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらう

地域活性化起業人や重要プロジェクトを実施する際に外部専門人材と連携して取り組む「地域プロジェクトマネージャー制度」を行っており、民間企業の活力を組織に生かした取組を行っているところでございます。

今後につきましても、こうした取組について必要に応じて検討し、行政サービスの水準を維持向上するため、そして職員におけるモチベーションの維持向上を図ることができるよう、また魅力ある職場となるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、市長から様々な角度から答弁をいただきました。時間が大分押してまいりました。

もう今、市長から答弁をいただいたものをしっかりと心の中で聞いておまして、あつという事で1つ思っていることがございます。今、様々な取組をお伺いしたんですが、業務遂行に関してのサポートというのは非常に多岐にわたるメニューを今、市長に御紹介をいただきました。うまく仕事ができるようになるためにはどうすればいいか、キャリアアップするためにはどうしたらいいか、本市で長く働けるためにはどうしたらいいかということには非常に手厚く支援をされていることは十二分に今の答弁で分かりました。

今回、私がこの項で問いたいのは、その本市の職員の皆さんのそういった部分以外の、人としての部分のフォローやサポート、精神的なものも含めてだとは思いますが、そういったことができるのかどうかということについてお伺いをしたいというふうに思います。

と申しますのも、全国的な問題でもありますが、今、やっぱり精神的にストレスを抱えたりとか、そういったことであるとか、あとは仕事でのストレスではなくて、職員の皆さんも1人の人間として、会社以外の家庭だとか、地域のコミュニティだとか、そういったところでの人生も当然一緒に走っているわけでありまして。ですので、そういったところを含めて総合的に職員の皆さんが本市のここで職員として働きやすいモチベーションを保てるのかどうかというようなことについて、少し深入りをして考えてみたらどうかという、今回は提案でございます。

と申しますのも、資料の4ページ、一番裏のページにつけておりますが、結局、よく言われるのは、キャリアビジョンとかキャリアデザインというようなことを言われて、下によくあるキャリアビジョンの図ということで、1年後どうなってると思う、5年後どうなってると思う、係長になったらどうなる、どうしたいみたいなことはよく聞かれるんですが、上のほうの文章に書いてあります。人生や仕事においてなりたい自分の姿というのが本来のキャリアビジョンなんです。ここの人生ですよ。要は、ここの本市の職員として働くのも1つの人生なんです。その人生を歩むと同時に、5年後、10年後、ここで家庭をどう育みたいか、お子さんとどう過ごしていきたいか、地域の皆さんとどういうコミュニティの中で自分があるのかというようなこととかも総

合的に考えて、ものを前に考えないと、仕事だけの話になってしまうとなかなか難しいんじゃないかなど。これは今、民間企業とかでもよく取り組まれてることなんですけど、やっぱり民間企業も離職者が多いので、特に若年層の。ということで、もう少しこういうことを包括的に考えるようなお取組をやっていただいたらどうかという、今回は提案にとどめたいと思いますが、そういう思いで今回、この質問をさせていただいております。

その具体的な部分というのが、その下のキャリアデザインマップの一例になるんですが、よく目標なんかを立てて、それに向けて自分が1年後、5年後、10年後、どうなるか考えてみようよというような話はよくありがちなんですが、その前に本当の自分というもの、課題であるとか、社会との関わり、自分ってどんな行動基準を持って、どんなふうやってるんだろう、今。というようなことを分かった上で目標を立ててるかどうかということが1点と。

その後ですね、じゃあ、どんな自分になりたいのか、そのためには何を身につけるべきなのか、具体的に何をすればいいのか。もっと掘り下げれば、いつまでにどんなことができればそのスキルアップにつながるのかぐらいまでを追いかけてフォローができてるかどうかということをお伺いをしたいと思いました。

というのも、市職員として本市で働いていただいて、なおかつ市長が当然、ここが会社だとすれば社長の立場になりますから、その人たちを職員として預かってるんじゃないくて、その人たちお一人お一人の人生を預かってるもんだと私は思っております。なので、私もここでは職員の皆さんとはそういうふうにお付き合いをさせていただいています。ですので、今、本市で特に先ほど市長に数字を出していただきましたが、20代、30代でトータルで50%ぐらいになる、半分ぐらいの方が20代、30代で転職等を考えられてる。要は本市の職員から離職をされてるという数字までつかめてるわけですので、そういった若い皆さん、逆に言えば、キャリアビジョンのまだ先があるような人たちにどういうふうなものを見させられるかというようなことが、一番、退職者を少なくする鍵だというふうに思っております。

この点について2つお伺いをしますが、まず1つは、これは執行部、また市長をはじめとする本市を運営される皆さん、会社で言えば使用者の皆さんと職員、労働者の皆さん、共通の課題だと思います。大事な職員が減っていけば皆さんの負担が増えるわけですので。そういう労使共通の課題について、市の職員組合の皆さんとはしっかりとこの問題についてやり取りや連携、協力、協議等がなされているのかについてお伺いをします。

もう1点は、先ほど職員間の交流の話はありましたが、それとはちょっと違うんですが、市長や副市長、市長公室長などのように、通常、職場でお目にかからない、職場の課長はそれぞれ同じフロアにいらっしゃる上司かもしれませんが、市長、副市長、市長公室長のような皆さんと職員の皆さんでそういった交流だとか、日頃からやり取り、例えばこんな事業がうまくいったって

聞いたんだけど、あなたたちらしいねって、よく頑張ったねみたいな、こんなやり取りができるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 議員、非常に深い立場からの御発言、御質問をいただいております。まず2点ございます。

まず1つは、様々なキャリアビジョンとか、そういった人生、業務のみならず、そういった人生に関するビジョンについて、組合との協議を行ってるかということでございます。

職員組合のほうとしましては、事あるたびに協議などの窓口を設けたりということはやっております。ただし、議員おっしゃいますような、そういった大枠での一人一人の職員に関するそういうグランドビジョンといいますか、そういったものについての、取り立ててそれに集中したような形での交渉とか協議というのは、今のところ行ってない状況でございます。

もう一つ、例えば市長公室長以下、管理職も含めたところでそういった、特に現場で働くような職員との交流というようなところのお話もございました。新型コロナウイルスを言い訳にするわけではございませんが、やはりそういったところについては不足してる部分はあるかと思えます。今後、いろんな形で組織横断的なものという話も先ほど市長の話にもございましたが、それ以外でも何かできないかどうかということは検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 御答弁内容、十分に理解をさせていただきました。

今の答弁も含めて2点、もうこれは要望にとどめますので、ぜひお願いしたいと思います。

今回、この一般質問を取り扱ったことを契機に、先ほど申し上げたようなこと、課長はグランドビジョンというような形でおっしゃいましたが、やっぱり人生全体をきちっと捉えて、職員の皆さんがやっぱりここで働きたい、そして本市に住みたいと思ってもらえるようなフォローの在り方について、具体的なことは私からなかなか申し上げにくいんですが、ぜひ有識者等も踏まえながら考える機会をつくっていただきたいというのが1点。

先ほど申し上げたように、そこに市の職員組合の皆さんに御協力をいただいてもいいと思います。要は、なかなか直属の課長とか上司の方に縦で上がらない課題とか認識というのがあると思います。そういったものは逆に職員組合の皆さんだとか、あとは職域の横のつながりの皆さんの話が聞ける場があったほうがいいんじゃないかというような認識で、今申し上げております。

あと、2点目が、先ほど申し上げたように、職員の人生を預かってるというような認識の下に

進めていただきたいというところで、市長答弁にもありました地域活性化起業人とか、地域力創造アドバイザー、これ今、事業に対して都会から有識のある方を連れてきて頑張っていたいてるんですが、いかがでしょうか、今後の呼んでくる方の中にそういう人事マネジメント的なもののプロの方をお招きして、本市の中の職場の働き方についてしっかりと考えていただけるようなプロフェッショナルを都心部から有識のある方をお招きするのに御活用されてはいかがでしょうか。これは提案までにとどめたいと思いますが、そのような認識でありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、残り3分で、もう間もなくブザーが鳴るところで3点目に入るのは非常に心苦しいんですが、時間が足りなかった部分については、再度改めて研究調査を行いながら、次回の議会の質問につなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目は、うきは市立自動車学校の今後の活用についてでございます。

1点、全国的に希少な公営自動車学校であるメリットを生かし、地域の若者の免許取得のみならず、この両筑地域広範の高齢者教習を受け入れることができる自動車学校、もう今、少しそういう色がありますが、それをもっと整備、活用すべきじゃないかと思っておりますが、市長の見解を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市立自動車学校の今後の活用について、公営の自動車学校として両筑地域広範での高齢者講習を実施できるよう整備・活用すべきではないかという御質問でありました。

現在の「うきは市立自動車学校」の高齢者講習は、うきは市民の皆様はもちろんのこと、近隣の久留米市田主丸町、東峰村、朝倉市杷木、比良松、入地、大庭等の市外の方も受け入れて実施をしております。高齢者講習は受講者数も大変多く、対応する指導員の人員も限りがあることから、うきは市の方優先で受講をさせていただいており、先ほど申しあげました現在の受入れ地区以外の方につきましては、お住まいの近くでの自動車学校へ御案内をさせていただいているところでございます。

うきは市外の方からは、「うきは市の自動車学校で高齢者講習を受けたい」との多くの声をいただいておりますが、これ以上、受入れ地域を広げると受講生が増え、市内の方が受講しづらくなることとなります。また、高齢者講習に割く時間帯を増やすと一般教習全般にも影響を及ぼし、それ以外にも指導員の人員や構内の駐車場スペース等の問題もあり、これ以上の市外者の受入れは大変厳しい状況にあると考えます。また現在、高齢者講習のピーク時期だと思われ、今のタイミングで指導員の増員や施設の改修を見込むのは、今後の自動車学校の経営的な面から見ても慎重に判断をせざるを得ないと考えております。

このようなことから、「うきは市立自動車学校」につきましては、当面の間、うきは市民の方と、先ほど申し上げました現在受入れ地区の方に限り高齢者講習を実施してまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） もう1分を切りました。大変申し訳ありません。せっかく答弁やその他もろもろ御準備をいただいた中で、私の不徳といたすところでございます。

今の市長からいただいた答弁内容を基に、しっかりとまた次の議会でこの件についてはイの一番に御質問させていただきたいと思ひますし、最後に30秒だけ時間がありますので申し上げたいのは、今、市長を中心にお取り組みいただいているこの高齢者講習を手厚くして、少しでも運転寿命を延ばして、高齢者の皆さんに生活に不自由ないように暮らしていただくという取組には、私は大いに賛同しております。その部分について幾つかの提案を用意しておりますので、これは次回、しっかりと尋ねさせていただきたいと思ひます。

大変申し訳ございませんが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） これで、1番、権藤英樹議員の質疑を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。13時45分より再開します。

午後0時31分休憩

午後1時45分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

次に、2番、高木亜希子議員の発言を許可いたします。2番、高木亜希子議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 2番議員の高木です。

通告書に基づき一般質問をさせていただきます。今回は、大きく言いますと、消防と学校施設の2つの質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

では、まず大きなテーマ1としまして、消防団の課題と今後の活動について質問をさせていただきたいと思ひます。これまで複数の議員が一般質問で消防団について取り上げてこられました。私からは先輩議員の皆さんとは違うスタンス、団員の配偶者、あるいは家族としての立場から質問をさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしく願いいたします。

前回の第1回定例会に関して言いますと、組坂議員が定員割れしている消防団の人員確保の取組ですとか、アンケート調査実施について質問をされました。御記憶されていらっしゃるかと思ひます。それに対する御答弁の中で、社会全体で取り組むことが重要だというふうにおっしゃっ

ておられました。自治協を通じた働きかけ、広報などの情報周知などについても言及をしておられました。市民全体へ知っていただく取組を進め、処遇改善と負担軽減に取り組んでいく。ただし、それに加えて時代に即した運営は重要であるというふうにも発言をしておられます。消防庁が出されている指針の中でも事例がございましたが、訓練時間の短縮、出動人員削減、OB団員制度の導入、出動報酬のアップですとか、こういったことにはもう取組を進めているというふうにもおっしゃっておられます。

ただし、一方でアンケート調査については、まず分団の中でというようなニュアンスの御回答をしておられまして、実施については特段前向きだというふうに私どもが受け取られるような回答がなかったように記憶をしております。そこで消防団の今現在、抱えておられる課題と今後の活動についてお尋ねをしてみたいと思います。

消防団員数の現状と属性、それと市が把握しておられる今後の見通しをお伺いいたします。

先ほども申し上げましたが、消防庁のほうで団員の処遇改善を全国自治体に通知をされています。その中で幾つかの解決策の提示もございました。市としても改革に取り組んでおられますけれども、改めて今後さらに何ができるのか、今現在どのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

その中で消防団の実践的な訓練について、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

また、消防団活動の負担軽減へ向けて情報ツール、これからの時代を考えますと消防アプリ、こういった活用についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

あと、これが現役団員ですとか、御家族の方から私がいただいた意見の中ではすごく多かったんですが、これからの時代に合った消防団の在り方について検討していくために、一般団員や団員の御家族からの意見収集の必要性についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

以上、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、消防団の課題と今後の活動について、大きく5点の質問をいただきました。

消防団の皆様には、近年、災害が多発化、激甚化する中、地域消防力の中核として重要な役割を果たしていただいております。特に幹部の皆様につきましては、今年も出水期を迎えておりますが、大雨時など被害が想定される際にはいち早く市役所に幹部の皆さんが集まり、各分団に指示を出していただくことで被害発生回避につながるなど、献身的な活動をされ、多大な貢献を果たされていることに対しまして、深く敬意を表する次第であります。そういう敬意を表しながら答弁をさせていただければと、このように思います。

まず1点目の、消防団員数の現状と属性、今後の見通しについての御質問であります。うき

は市消防団は現在、定員数500名に対し、実員数456名と定員数を44名割り込んでおり、団員確保が大変厳しい状況にあります。全国的にも消防団員の数は減少傾向にあり、令和4年度には初めて80万人を下回る危機的な状況にあります。

消防団員の属性についてであります。市内外勤務の比率は、団員入団時の調書によりますと、市内勤務者が約7割となっております。続いて、職場属性は製造業や建設業などが46%、サービス業が15%、農林業が14%、公務員が13%、その他12%となっております。そのうち被用者の割合は全体の約75%となっております。各年代の比率は、20代が18%、30代が62%、40代が19%、50代が1%となっております。在籍年数の比率は、5年未満38%、5年以上10年未満45%、10年以上15年未満14%、15年以上20年未満2%、20年以上が1%となっております。

今後の見通しとしましては、人口減少や少子高齢化、サラリーマンなどの被用者の増加、地域への帰属意識の希薄化、若者の価値観の多様化などにより、団員確保は年々厳しい状況が続いており、今後もその傾向が続くものと思われまます。

2点目の、消防庁から出された消防団員の処遇改善に関する通知について、どのように考えているのかという御質問でありました。

国は令和2年度から「消防団員の処遇等に関する検討会」を設置し、消防団員の確保に向け、団員の処遇改善等について詮議をし、報告書を取りまとめました。消防庁はその報告書を受け、令和4年1月に「地域防災力の中核となる消防団の充実強化について」を全国の自治体に通知をしております。その通知を受け、うきは市では令和4年度から日額8,000円を基本に、出勤時間に応じた出勤報酬を新設いたしました。また、火災時に火災現場や詰所に出動する際に使用する私用車の事故を補償するための保険にも新たに加入をしております。さらに年末夜警やポンプ操法訓練の実施期間、実施時間の短縮、出初め式のパレード廃止、日頃の手入れ点検や訓練の参加人員の削減、火災予防期間中の警鐘の廃止、地域団員制度、いわゆるOB団員の導入など、団員の負担軽減のため様々な処遇改善を行っております。

これからも消防団員の処遇改善につきましては、消防庁の通知を踏まえ、消防団と協議しながら、適宜検討していきたいと考えております。

3点目の、消防団の「実践的な訓練」について、どのように考えているのかという御質問でありました。

消防団は火災だけではなく、先ほど冒頭申し上げましたように、近年頻発する自然災害への対応や行方不明者の捜索など、地域住民の生命、身体、財産を守る地域防災力の中核として重要な役割を果たす存在であります。また、大規模災害になればなるほど地域に密着する消防団は、迅速な対応力を発揮し、多くの災害現場で献身的に活動を行っていただいております。

現在、うきは市では新入団員訓練、機関員講習、水防工法訓練、山林火災防御訓練など様々な実践的訓練を行っておりますが、火災現場において自分の身を守りつつ、全力で人命救助に当たるためには、これからも実践的で防災活動に必要な行動、知識、技術を習得する訓練が重要であると考えております。

4点目の、消防団活動の負担軽減へ向けた情報ツール活用について、どのように考えているかという御質問でありました。

現在、幹部や各分団長への連絡や情報共有は、対話アプリ「LINE」のグループで行っております。また、令和4年度からこれまで出動した際に市役所に提出していただいた紙の出動報告書を、スマートフォンなどを使用したオンラインでの報告に変更いたしました。さらに、市内の消防水利の場所をグーグルマップに掲載することで、団員は自分の地域以外の場所でもスマートフォンを使って近くの消防水利の場所を確認することができるよう改善をしております。

消防団員専用の消防アプリについては、現在、導入はしておりませんが、防災の情報ツール活用による情報共有や負担軽減は重要だと認識をしておりますので、消防団員に限らず、市役所も含めた防災全体での防災DXを検討していきたいと、このように考えております。

5点目の、これからの時代に合った消防団の在り方における、一般団員や団員家族からの意見収集の必要性についての御質問であります。消防団の運営についてはそれぞれの地域を代表する立場の分団長と団長、副団長などの団幹部が参加をする分団長会議で方針等について協議、決定を行っており、重要な協議内容の場合はその場で決定するのではなく、分団内でも協議をしてもらい、団員からの意見等を伺った上で会議に諮り、方針を決定しております。

議員御質問の一般団員や団員家族からの意見収集が必要かどうかにつきましては、消防団と十分に協議し、検討を行ってまいりたいと考えておりますが、いずれにせよ消防団が抱える様々な課題の解決に向けて、今後とも団員の意見を尊重するとともに、よりよい組織づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。ここからは再質問をさせていただきたいと思っております。

3月議会の総括質問におきまして、私から令和4年度の消防団の予算について質問をさせていただきました。これに対して、その後、一般の現役団員の方々やその配偶者、御家族の方から御意見ですとか感想、そして御要望のほうをいただきました。中には、それまで私自身と全く面識がなかった方からもメールでわざわざ御連絡をいただきました。組織の中で一般団員たちやその御家族の方々の意見が反映されていない、あるいは吸い上げてもらっていない、そういった実感をお持ちでない。だから団員経験がない女性議員の私にも御連絡をわざわざいただいたんだろう

というふうに感じました。

先ほど市長のほうもおっしゃいましたけれども、幹部の方、一般団員の方々、皆さん本当に一生懸命消防団活動に取り組んでいただいていると思います。私も消火活動の大変さは、うちの夫も元消防団員だったので聞いておりますし、それこそ集中豪雨のときの団員たちの献身的な御活動については本当に感謝をしております。けれども、幹部の方々の御意見だったり御意向と、一般団員の方々の意見ですとかお気持ちにすれ違いが生じてるのではないのかなというふうに思っております。

先ほど市長が処遇改善とか報酬の見直しをされたというふうなことをおっしゃっておられましたけれども、そこについては、私に届いた意見の中では、あまり皆さん多く触れていらっしゃいませんでした。それよりも拘束時間の削減であるとか、訓練の見直し、合理化などを挙げておられる方が多かったように思います。上下関係があるがゆえに意見を吸い上げてもらえない、団員の方や配偶者の方、親御さん、御家族にとって、実はそこが最も問題なんじゃないかなというふうに感じたところです。

配付させていただいているA4サイズで2枚のホチキス止めの資料のほうを御覧いただきたいと思います。傍聴者の方にはひょっとしたら枚数が足らなかったかもしれないんですが、申し訳ございません、御容赦ください。

先ほど質問させていただいた実践的な訓練については、一般団員の現役の方、そしてOBの方からいただいた御意見をピックアップさせていただいて、今、こちらの内容はユーチューブのほうでも配信されているので、一応私のほうからも口頭で幾つか御紹介したいと思います。

男性のOBの方、操法大会は今の傾向だと、勝つこと、スピードなどが優先されている。団員、分団の負担は大きい。選手でなくても応援に行かなければいけない。

男性、現役の方、昔の名残そのままなので、人がたくさんいた時代、若者たちに規律を強いる空気、これが大きい。現状は災害多発なので、これからも年数回必ず詰所待機があるだろうと。マニュアルや訓練がないまま大雨の中を巡視したりしているので大変危険だと思う。日頃、巡視も行っているので、水害での危険箇所の報告などをきちんと加えていったらいい。男性の現役の方ですね。

こちらも現役の方です。上下関係があるから団の中では絶対に言えないけれど、操法大会は本当にやめてほしい。実際の消火活動に意味を見いだせない活動に対して時間を割く。

男性OBの方、消防団イコール操法大会必須という考えを見直す時期。消防団活動が水害などにも必要になってきているので、操法大会を重視する必要はない。昔ならばともかく、見直すべきだと思うという御意見です。

あと、男性のOBの方、今の大会が地域防災力の向上に必要かどうか疑問。実際の現場の状況

とは乖離しています。装備も違う。こういった声を頂戴しました。

かつて家族の立場でいろいろと感ずるところがあったわけですが、改めてなるほどと思ったんですね。とにもかくにもやっぱりこの声をいただいた皆さんというのは、現段階で消防団員を引き受けていただいている方々であったり、かつて団員を引き受けていただいていた方々の声なんです。ということは、地域防災の意欲はお持ちでいらっしゃるわけです。本当にありがたいなというふうに思います。その方々が、実際の消火活動だったり、消防団としての活動に向けて実践的ではないとする活動がずばり操法大会なのかなと。

ここで改めてお伺いしたいのが、消防庁の報告書でも幅広い住民の消防団入団への一種阻害要因となっているというような報告もあったように思います。全国の消防団の中では、例えば輪番制であったり、順位をつけない形であったり、競争抑制する、あるいは上位の県・国の在り方とは全く違う、その市独自の大会を実施する、こういった改善策が取上げられておりました。例えばほかの全国の各都道府県を調べましたら、山形県とかだと、それこそ2022年は操法大会が、参加されてる市町村が4分の1だったんです。4分の3は実施していないわけです。福岡県の実施状況のほうは、配付させていただいた資料の4ページのほうで記載をさせていただいております。

こうやってみると、福岡県の中でも60市町村、幾つの自治体が参加しておられるというのでしょうか。もちろん今まで長年にわたって続けてこられた伝統もある。それが恐らく新人の団員の方々の教育に非常に役立っていた時代もあったんだろうと思っています。けれども、今現在の一般団員の方々からは、操法大会よりも優先すべきものがあるのではないかと。例えばほかのスキル習得とか、情報伝達関係が有益なのではないかというお声があったわけですがけれども、これについてはどのように認識をしておられますでしょうか。今まで各議員のほうがいろいろな角度から質問をされておられたと思いますので、その点よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課、江藤です。よろしくお願いたします。

まずポンプ操法大会の意義なんですけれども、ポンプ操法大会につきましては、火災現場での基本的な技術習得のみならず、分団の士気、結束力の向上のために必要な行事として位置づけて開催させていただいております。操法大会につきましては、市の大会と県の大会と2種類ございまして、今年は市の大会を実施する年になっております。

実際、操法大会、意義ということなんですけれども、先ほど申しましたように、まず繰り返し技術の習得をするということで必要な行事であると考えております。それと、並びに実践的な訓

練につきましても今後やっていきたいとは思っておりますが、いずれにいたしましても団員の負担軽減、今年、市の操法大会、週に3日以内、あと2時間以内の訓練ということで、以前と比べますと大分負担軽減をさせていただいております。並びに、この前、分団長会議の中で団長のほうから、団員に過度な負担がかからないように十分注意するようという指示も団長のほうから出ておりますので、負担軽減につきましても考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） そうしましたら、今現在、操法大会についてはそういった御見解をお持ちでいらっしゃるということだと受け取ります。ただ、これについては、ちょっと後から出てきますけれども、配偶者の立場ですとか、母親の立場からも御意見をいただいておりますので、そのときに触れさせていただきたいと思います。

先ほどおっしゃっていた団員の方の負担軽減についてということで、消防のアプリについてもこれから検討していただけるような、防災DXについて検討していただけるような方向性であるということは把握をいたしましたけれども、私、ついせんだって、先月ですけれども、行政DX、防災DXのイベントに実際、出向かせていただきました。消防団の支援アプリについてもかなり多くの企業が出展をしておられました。先進自治体ではもう導入も進んでいるようで、やっぱりどの自治体も団員確保が非常に困難になってきている中で、こういった取組が本当の意味での先見の明なのではないかなというふうに感じたところです。

うきは市ももう正規の、本来必要とされてる団員数に対しても9割しか確保できていないということですので、こういったアプリを導入することで団員の方々の負担軽減を図っていただくのを、もう本当1年でも早く取り組んでいただきたいと思います。導入時は大変かもしれませんが、若い団員の皆さんは日常的にいろんなアプリを活用しておられます。慣れていただければ団員の皆さんの負担軽減ができると思いますし、これはグーグルマップで、これはLINEでとか、複数のアプリを併用して使うよりも1つのアプリで運用できたほうが、基本的にはタイムパフォーマンスとかも向上できるものだというふうに思いますので、ぜひ早期の導入を御検討いただきたいと思います。

では、ここからは配偶者、そして家族としての御意見を皆様に頂戴しておりますので、その上での再質問になるかなというふうに思います。

配付させていただいた資料の3ページ目に記載をしております。シビアな御意見もいただいているかと思っております。ほぼそのままお伝えしたいと思います。

子育て期の女性の方。夫が長年、消防団活動をしている。うちの場合は、実母に手伝ってもらいながら、何とか子育てできている。それでも夫や消防団に対して嫌な思いになることはある。

核家族だったら絶対に無理だと思う。それに、夫側の母だったらそこまで頼れない。友人が核家族でその状態だけでもしんどそう。少子化を社会問題にするんだったら、こういうことも全体から見たら小さいことかもしれないけれど、変えていくように頑張ってもらいたい。子供を産むのは女性だけれど、育てるのは男性もきちんと関わる環境にしてほしい。

子育て期の女性の方。これは本当はかなり受け取り方によっては辛辣な御意見だと思います。子供がまだ手がかかる小さい時期に選手に選ばれて、その年はずっと練習に出ていました。2人なら時間のやりくりができるし丁寧に接してあげられるのに、つらかったです。帰ってきた夫につらさを伝えると、子供がかわいくないのかと言われ、つらさを共感してもらえない、分かってくれない状態が続きました。子供も小さい頃は夫にはあまり懐かず、いざというときは私にしか来なかったです。

子育て期の女性の方。消防団活動だけでなく、飲み会の多さなどが原因でけんかが絶えない。産後ワンオペだ、離婚に至ったという周囲のママたちの声や愚痴を耳にします。

あとの2件は、もうお子さんが成人しておられる女性の方々です。息子が学校卒業後にこちらに戻ってきています。区の出ごとは極力、私や夫が出るようにして、息子と区の方々あまり接点を持たないようにしています。外に勤めに出ていることと、仕事も忙しく、ここにさらに消防活動が入ってきたとすると本当に時間がなくなるので、申し訳ないのですがそうしています。

女性の方。こちらもお子さんが成人しておられる方です。消防団活動を避けるために友人の息子夫婦は別の校区に家を建てて引っ越されました。うちの区は世帯数が少ないので、一度引き受けるとずっと続けなければいけないからだと思います。昔とは時代が違います。少ない負担ならばお願いできるのかもしれませんが。ですから、自分たちでできることがあれば。

大体この女性の方々がおっしゃっていたことに、大きく言いますと、ほかに消防団の活動については皆さん、市として必要なことだというのはもう重々理解しておられるわけです。けれども、本当にそのどれもが必要なことなのかという疑問が共通しておられました。配偶者が消防団員になって、あるいは結婚ですとか、出産前から消防団員で、子供が小さいときに強制的にワンオペになって、そこでマイナスの印象になる。そうすると子供をもう1人とか、そういったことを考える余裕はなくなる。そして、そうした方々のお子さんが大きくなったときに、先ほどの息子たちのように、入団させたくないという負のループになる方がいらっしゃるんだろうというふうな受け取りました。

こういった配偶者の方々、あるいは御家族の方々の心情をどのように受け取られましたでしょうか。どういうふうにお感じになりましたか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 消防団の皆さんはふだん、普通の仕事を持ちながら、もちろん家庭を持ちながら消防団活動をやっていただいております。そういった中では、やはり家族の御理解というのは非常に重要なことだと考えております。家族、また職場の理解があつてこそこの消防団になろうかと思ひます。

そういったことは、先ほども言いましたように、分団長会議の中で団長が家族の理解、職場の理解、そういったことを踏まえて団員の過度な負担にならないようにということで周知をしております。今後こういった声を踏まえながら、過度な負担にならないように消防団と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） それでは、今、課長がおっしゃったアプローチですと、あくまでも団側からのアプローチになろうかと思ひます。それはジャッジされる分団長の方とかにとつてもかなり大きな負担なんではないかなというふうに思ひます。上から情報として下ろすというのは、当然、上の方にも責任が伴うわけなので、その方が御家族の方の暮らしの安心さとかまで担保できるわけではないわけですよ。

アンケートの実施について再質問させていただきたいんですけれども、現役団員の方、OB団員の方からの御意見、ぜひ確認していただきたいと思ひます。1ページと2ページに掲載しております。抜粋します。ぜひ匿名のアンケートをお願いしたい。団員家族へのアンケート、意見もお願いしたいということですね。以前、分団長会議で話し合つて継続派が勝つたそうで、自分たち下の意見が無視されているように感じる。匿名で個人へのアンケートでないという意味がない。上下関係があるから、団の中では絶対に言えないとあります。

上下関係が絶対にあるというふうに、この現役団員の方々を受け取つておられるし、恐らく御家族の方々もそのように受け取つていらっしゃるだろうと思ひます。現役団員にとっては風通しの悪い状態でしょうし、御家族の方にとっては、何でうちの夫はそういう気持ちがあるのに団に行くのかという思ひもあろうかと思ひます。恐らく執行部の皆さんにもこういった御意見というのは届いているだろうと思ひます。なかなか表面には上がつてこない部分もあるのかなと思うんですけれども、結局、少子化でさらに引受手の方々というのは減つていくわけで、こういった現役団員、あるいはOB団員の方で御意見をわざわざくださるの方々、そして配偶者の方や御家族の方々のお気持ちというのをぜひ酌み取つていただきたいなというふうに思ひます。その象徴が1つ、操法大会の在り方の見直しなのかなというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、議員のほうから様々な声を紹介していただきました。結論的には、先ほどから答弁させていただいてますように、消防団員の処遇改善については、しっかり今後も消防庁の通知なんかも踏まえながら、消防団と協議しながら検討していくという話をさせていただきました。

それからまた、政府のほうの消防団員の処遇に関する検討会、最終報告書が出て、それを受けた形で今、消防庁については昨年、モデル事業をやられたというふう聞いております。今年、このモデル事業の成果を検証しながら、参考となる事例は全国の消防団に展開していくという話も聞いてますので、そういうこともしっかり踏まえながら対応していきたいと思えます。

それから、こういう声、本当に切実な声はお聞きしたんですけれども、先ほど担当課長のほうから説明してますように、操法訓練、結局、消防団の皆さんは火災にしろ、自然災害にしろ、本当に危険と隣り合わせの活動をされるわけでありますから、そこには技術、体力、いろんな要素を備えて対応しないと、本当に、どういうんですかね、基礎的な知識がないとやっぱり大変な話になるわけでありますので、そういうことを習得するためには必要やむを得ないという判断をさせていただいております。その在り方については、いろんな方策もあろうかと思えますので、そういうことについては今後も、今までも消防団と話し合いを持ってきましたけども、今後もこれで終わりではなくて、様々な情報収集しながら対応していきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） もちろん消防団員の皆さんが現場に出動されたときに危険と隣り合わせの中で、ちゃんと無事に安全に活動に取り組んでいただくためのスキルを身につけていただくというのは非常に重要なことでありまして、そのための今現在、操法大会があるという位置づけだということは理解をしております。

ただし、一般団員の方、あるいはOB団員の方々から、今現在の操法大会の在り方については、そこに大いに疑問符がついている。ほかの自治体では、今の操法大会の在り方ではない、それぞれの分団ごとに分かれた形で、実際のその範囲で必要とされる技術習得にもうシフトチェンジされてるような、そういう地域もあるわけです。実際にそれが消防庁のほうの幾つかの先進事例というような扱いで掲載もされてますし、情報としてそういうことを受け取ることはできているわけですから、なおかつ、現場の方々もこういった議員に連絡を取るという形ではありましたがけれども、意見を出して下さっているわけですから、これをより幅広く、これからの消防防災活動に、恐らく現役団員の方々もいろいろと思うところはお持ちだと思いますので、ぜひアンケートというところで一歩、二歩進めていただきたいなというふうに思えます。

それと消防団に関して言いますと、ほかの自治体で実際にもう取り組んでおられることとして調べてみましたら、例えば応援感謝券、事業所に対しては消防団員がいる事業所への減税措置、

こういった応援制度に取り組んでおられる自治体もありました。一般団員の方々や御家族の方々の心情を酌んだ上で取り組んでいていただきたいという気持ちと併せて、こういった団員の方を出していただいていることへの周囲の皆様への支援策、ぜひお願いしたいと思うんですけども、こちらについても何か御回答いただけるようでしたらお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 団員並びに家族への応援といたしますか、支援といたしますかということだと思います。

以前、消防団応援の店事業ということをちょっと推進しておりました。具体的には、お店、特に飲食店のワンドリンクサービスとか、何割引とかということをお店にお願いする。これは久留米市等でもやっております、そういったことをうきは市でもできないかということで、令和元年、取り組んでたんですけども、そういったところでコロナが入りまして、特に飲食店にお願いしてるところですので、ちょっと今、中断をさせていただいてるところです。こちらの消防団処遇に関する協力応援ということで、そういう応援のお店を今後やっていけたらなどは考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） やはりこういった消防団活動に参加して、団員として活動して下さっている方々もそうですし、御家族の方々や、今、この状況ですから恐らく人員的に余剰のある事業所って、うきは市内、そうそうないと思うんです。けれども、そういった団員活動に御理解いただいたり、御協力いただいている事業者とかが大勢いらっしゃるんで、ぜひこういったところは積極的に応援をさせていただきたいと思っておりますし、検討ではなく、ぜひ実現をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、すみません、大きなテーマの2、学校施設に関する全庁的な計画についてお尋ねをしてみたいです。

1つ目は、浮羽中学校の老朽化です。竹永議員からもこれまで施設の老朽化ですとか、それに関連した様々な御質問があったかと思っておりますけれども、私は今回、保護者の立場で質問をさせていただきたいと思っております。

市全体の事業を見ますと、私たち一般市民的な、あるいは児童・学生の保護者の感覚から言うと、これって今の時代に必要なのかなとか、本当に今、この段階でやらなければいけないのかなとか、そういった疑問を感じるような事業に予算が執行されてる一方で、あまりにも進まない事

業の1つが、老朽校舎がそのまま使用されてることなんじゃないかなというふうに思っています。担当課の皆さんが本当になかなか学校関係、予算が厳しい中であれこれ工夫をさせていただきながらやりくりしてくださっているというのは本当にありがたく思っております。

私も今、中学生の保護者なので、現場の教職員の方々も本当にお気遣いをいただいております。ありがたく思っています。けれども、子供たちが主役の学校現場が後回しとか、順番待ちというのは、考え方としては適切ではないと思っています。学校を安全で安心なものとするということは、設置者として必要な事業だと思っているので、あえて質問をさせていただきたいと思います。

例えば、もう浮羽中学校、御存じのとおり、各種不具合発生箇所が割と頻繁に報告が上がっていると思います。都度、処置はされているというふうに、以前にもお伺いをいたしました。根本的な解決というのは、先々の大規模改修でという御回答だったように記憶をしております。ただ、それを待っている間に年数は経過していくわけです。今、浮羽中学校、建設が昭和49年ですから、もうすぐ50年になります。校舎の老朽化というのはもう進んでいます。天井が剥がれたり、雨なのか、コンクリの水分なのか分かりませんが、2階なのに水が浮かんでいたり、あるいは校舎内部でカビが生えて非常に臭いような場所もあります。使用できない特別教室があったりもします。もっと多分これから危険な不具合も出てくるのかもしれない。執行部で把握しておられる状況、計画されている修繕及び長寿命化についてお伺いをしたいと思います。

それと人口動態を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について、これも非常に大きなテーマだと思いますが、お伺いをいたします。

この4か年のうきは市内の出生数を確認しました。学校に関係することですので、4月から3月生まれという形で確認をしたら、大体160人とか、170人とか、それぐらいの人数だったと記憶をしております。今現在、乳幼児の子供たちが中学生になる頃というのは、出入りがありますけれど、恐らく浮羽町域の子供たち1学年大体60人から70人ぐらいになるんじゃないかなというふうに思います。少子化は避けて通れないわけで、人口動態を踏まえた学校運営や学校施設の在り方というのは、実はそろそろきちんと検討の時期に入っているんじゃないかなというふうに私自身は感じております。

こちら、所管課の方が以前、我々新人議員にくださいました公共施設等総合管理計画以外に、学校行政のほうで何かこういった関連で協議等がなされてる実績があるのかというのをちょっと調べてみたら、大体、総合教育会議とかでよその自治体ではこの関連の話が出ているようなんですけれど、私は総合教育会議の中ではこういった関連の実績を見つけることができなかったんです。私の探し方が悪かったのかもしれないんですけど、そういった実績を見つけることができませんでした。ICT教育、リトミックとか、英語の充実とか、この辺りは、非常に教育の中身に入っていることについては話合いがされてたんですけど、学校施設については特にそうい

った協議がなかったように思います。こういった今後の人口動態を踏まえた学校運営、学校施設の在り方について、執行部のほうで何がしかのお考えをお持ちでいらっしゃいますでしょうか。

前半の質問については、多分、金曜日の竹永議員の御質問と重複する部分が非常に大きいのかなと思いますので、ひょっとしたら2番のほうが中心になるのかもしれないんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、学校施設に関する全庁的な計画について、大きく2つの御質問をいただきました。

1点目の浮羽中学校の老朽化の現状と計画している修繕及び長寿命化についてと、2点目の人口動態を踏まえた学校施設の在り方については関連がございますので、私のほうから答弁をさせていただきます、2点目の学校運営の在り方については、この後、教育長から答弁をさせます。

浮羽中学校は御指摘のように、昭和49年に建設をされた学校施設で、築後49年を経過しております。令和3年3月に作成をいたしました、「うきは市学校施設個別施設計画」によりますと、劣化状況は、外壁、電気設備、機械設備の劣化状況評価はAからDの4段階中、C評価で、経過年数40年以上で広範囲に劣化が見られております。また、屋根、屋上の劣化状況評価はD評価で、経過年数に関わらず著しい劣化事象があり、施設全体の老朽化が進み、早急に対応する必要があると、このように認識をしております。そのため、今後の大規模な改修を考慮し、今年度の浮羽中学校の営繕工事予算は必要な部分のみとして、給食室手洗い温水器取付工事240万9,000円と、管理棟外壁部分補修工事90万2,000円、合計331万1,000円を計上しているところでございます。

次に、浮羽中学校の生徒数の推移を見ますと、令和5年5月1日現在の生徒数は333人ですが、令和6年度は290人で43人の減少となります。しかし、令和7年度からは10人前後の増減を繰り返し、6年後の令和11年には301名の見込みであり、現在の生徒数と比較すると30人の減少にとどまっている状況と推察をしております。しかしながら、その後も生徒数は少しずつ減少傾向となる可能性もあり、浮羽中学校の改修は将来の生徒数の推移を見据え、長期的、かつ広域的な視点で学校施設の在り方をしっかりと捉えることが重要であると認識しております。そのため、建て替えも視野に入れて、まずは基本的な構想を描きながら事業実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 2点目は、人口の動態を踏まえた学校運営の在り方についての御質問ですが、今後、生徒数が減少していく中での学校経営としましては、全体の生徒数に加え、特別支援学級の生徒数など、全体的な学級数を考慮しまして運営するべきと考えております。

指導方法を工夫、改善をしたり、少人数指導などを取り入れ、誰一人取り残さない、多様な子供たちの資質、能力を育成するための個別最適化された学びと、社会とつながる協働的な教育による主体的、対話的で深い学びの実現を基本とした学校教育を進めていくことが必要だと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきたいと思います。

これは今現在、浮羽中学校にお子さんが通学している親御さんたちから、私が議員になったということを皆さん御存じですので、お尋ねになる御質問があります。浮羽中のほうがなかなかきちんと扱ってもらえないのは、一市一中を考えてるからじゃないかという、そういう、大丈夫かしらというふうにお考えの保護者の方が少しずつおられるということです。吉井中学校と学習環境があまりに違う。浮羽中学校は改修してもらってないじゃないかと。いまだに古いままで、子供たちも今日はあそこがああなったよ、今日もコウモリがどうなったよというのを多分御家庭でもお話ししてらっしゃるので、親御さんたちからは、やはりそういったお声が私の耳に入ってくるのかなというふうに思います。

子供たちにとっては、自分たちが大人になったときを、皆さんお考えになるとお分かりになると思うんですけども、子供たちにとって一番ふるさとと違って思ったときに、ぱっと思いつくのは、やっぱり小学校の友達と遊んだあそことか、中学校のお友達と遊んだあそこ、部活動で一生懸命プレーしたあそことか、そういうのがふるさとへの思い出になるのではないのかなというふうに思います。

やはりうきは市の広さを考えますと、吉井中学校まで行くのは現実的ではないと思います。先ほど市長も建て替えも含めて検討していかなければならないというニュアンスで御答弁くださいましたので、これについては、もう私自身、じゃあ大丈夫なのかなというふうに今、受け止めたんですけども、やはりコミュニティの核としても浮羽町に1つ中学校はぜひお願いしたいし、それを子供たちが安心・安全に気持ちよく、楽しく過ごせる、そういった場所にしていただきたい。なるべくそれを後回しにしないでいただきたいというふうに思っています。

老朽化による校舎の大規模改修に合わせて、ひょっとしたら小・中学校の在り方というのが検討される時期に来ているのではないかなというのは、私だけでなく、ほかの母親たちからも出ている思いです。例えばほかの自治体で小中一貫というようなところも出始めています。福岡県は非常に少ないですけども、文科省のほうでは、もう先進事例が幾つも出てきております。ひょっとしたら、そうすることで中学校への進学に対する不安感を感じる生徒が減少したり、教職員の方々の御負担が減って、指導力が全体としては上がったり、こういったプラスの面が非常に出て

いると。それが76%ぐらいになってるというのが出ておりました。

先々、子供たちに大きな財政負担を残すのか、それとも子供たちのメインの場である学校が、子供たちにとって過ごしやすい場になって、なおかつそこで大勢の友達、大勢の親友ができる可能性がある、そういう場になるのかというのは、子供たちにとって物すごい差があると思います。ですので、姫治3校についてはすごく急激な話の中で、地域の方、あるいは保護者の方々の中でもかなり揺れ動く面があったと思いますので、その辺り、今後、時間をかけて協議をする場、あるいは地域の方、保護者の方の御意見を聴取する機会、こういったところをぜひお考えいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。何かありましたらよろしくお願ひします。

○議長（江藤 芳光君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 高木議員の御意見としては、一市一中ではないかという心配がありますとか、小中一貫とか、いろんな御意見をいただきました。そういう点を踏まえて、今後、計画をきちんとさせていただきたいと思っております。

また、中学校が後回しになったんじゃないかという御意見でございましたけど、やはりもっと古かった御幸小学校が3棟ありましたので、それに時間を要した後になったということをお理解いただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） とにかくもう来年には50年になってしまいます。そういう校舎で子供たちは勉強をしています。日々を過ごしています。長寿命化も通常、目安は40年だそうです。ですので、もう現状で超過してるわけです。必ずそのところをもう真ん中に置いていただいて、子供たちのために何が安全なのか、何が安全なのかというところを考えて進めていただけたらと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、2番、高木亜希子議員の質疑を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。3時より再開します。

午後2時46分休憩

午後3時00分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。本日最後になります。

次に、7番、竹永茂美議員の発言を許可します。7番、竹永茂美議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

まず本年5月19日から21日まで広島でG7サミットが開かれました。戦争での被爆ということで、テレビ等を見ておられますとG7の首脳が犠牲者に対する献花、あるいは平和記念資料館の見学、被爆者からの聞き取りなど、原子爆弾による被害の実態に少しでも触れられたのではないかと思います。しかし、平和記念館での展示内容や被爆者の体験記、それから7人の首脳の感想などは公にされていません。それだけでなく、G7広島サミットでは核兵器廃絶を宣言せず、核兵器や核の傘の有効性、核保有の正当性を確認しただけでなく、被爆者や国民の核廃絶の願いに応えることなく終わり、大変残念でありました。

さらに、大きくは報道されていませんが、G7サミットに対する多額の費用、会場付近の市民の数日間にわたる交通規制や小・中学校の臨時休業など、多くの検討する課題が残っているのではないかと思います。

そこで、最初に全員協議会では教育長のほうから教育長としての抱負と教育課題について発言をいただきましたけれども、市民全体に対してはなされておられませんので、この場を借りて教育長としての抱負と課題についてお伺いいたします。

2点目は、吉井小学校在籍中のタイムカード破棄問題について、原因と責任についてお伺いいたします。

3点目は、本年4月の市職員と教職員の超過勤務の実態、勤務日数45時間以上、80時間、100時間以上の人数と原因、効果ある縮減策についてお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、法律や条例、規則が守られるまちづくりについて、大きく3つの御質問をいただきました。

まず3点目のうち、市職員に関しましては私から答弁をし、1点目と2点目と、そして3点目の教職員に関しては、この後、教育長から答弁をさせます。

まず3点目の、令和5年4月のうきは市職員の超過勤務の実態と原因、効果のある縮減策についての御質問であります。職員の時間外勤務の状況でございますが、令和5年4月におきましては、1か月当たり45時間以上の職員は6人、80時間以上の職員はゼロ人でございます。令和4年度と比較しますと45時間以上が4名の減少となっております。勤務日数につきましては、45時間を越えた職員において、少ない人で19日勤務、多い人で24日勤務している状況にあります。時間外勤務の要因につきましては、4月に行われました福岡県議会議員選挙への対応など、他律的な業務等によるものと考えております。

市では、既にノー残業デーを設定し、定時退庁を推進するため、メール等による周知啓発を行っており、さらに時間外勤務が多い職員及び所属長にヒアリングを実施し、長時間労働の要因調

査を行い、改善に向けた指導を行うなど、時間外勤務縮減の取組を行ってきているところでございます。今後とも、うきは市特定事業主行動計画に基づく有給休暇の取得促進、時間外勤務の縮減等、職員の勤務環境の改善に取り組み、働き方改革の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 1点目は、うきは市の教育方針と課題について御質問をいただいております。このことにつきましては、時間の関係上、簡潔に大きく4点、教育の方針について述べさせていただきます。

まず、1点目の学校教育の方針についてです。

目指しますのは、一人一人の子供が自分のよさや可能性を發揮し、伸ばしていく、子供が自ら学ぶ教育です。子供たちには、皆、その子なりのよさや可能性があります。しかし、子供たちはつい自分と友達を比べたり、大人の指示が多かったりすると自分に自信が持てず、自分のよさに気づけないこともあります。これまでの自分と比べて一步成長した自分に気づくことで、自分なりのよさがあることや自分が生きていることに意味があるという自己肯定感が育まれると考えます。自己肯定感の高揚は、うきは市の児童・生徒の課題でもあります。子供のよさや可能性を發揮し伸ばすことは、そのベースとして自己肯定感を育む教育があると考えております。そのためには、子供が自分で目標を持ってチャレンジできる教育の機会を保障する必要があります。

2点目は、日常的、組織的な授業改善です。

子供が自分のよさや可能性を發揮するための、分かる授業についての改善です。分かる授業とは、誰一人取り残さない授業です。子供たち一人一人は学習の理解度が異なるため、みんな一緒の一斉授業から一人一人の理解の程度に応じた指導を充実させていくことが大切です。このことは学力向上の課題を解決することにもつながります。そのための指導方法の1つとして、1人1台のタブレット端末の利活用が大変効果があると考えております。

3点目は、いじめや不登校児童・生徒への組織的な対応についてです。

不登校につきましては、小学校においてやや増加傾向、いじめの認知件数もやや増加傾向であることが課題です。そこで各学校の対策委員会に教育委員会も関わり、学校の対応について助言をしてまいります。また、保護者や関係機関と連携し、児童・生徒をきめ細かに支援をしてまいります。

最後に、4点目は、社会教育の推進についてです。この3年間はコロナ禍の対応のため、多くの授業や講座が実施できなかったり、縮小しての実施でした。会員の固定化や高齢化、活動内容の充実なども課題としてあります。市民誰もが生涯を通じて学習の機会を選択し、新たな学びに挑戦できる生涯学習の推進は、自己の成長や自己実現という個々の人生の選択肢を広げるだけで

はなく、その循環によって地域社会の活力を生み出すことにつながると考えます。

今後は、社会や市民のニーズを的確に捉えた学習の機会を多くの市民に提供するとともに、市のホームページや広報誌等を通じて学習情報を積極的に発信し、市民の主体的な学習活動を促進してまいります。

以上、私の考えの一端を述べさせていただきました。

2点目は、タイムカードの破棄問題についての原因と責任についての御質問です。

このことにつきましては、令和2年12月議会で議員御自身からの一般質問において、その原因と責任について質問されたときに、当時の教育長が答弁したとおりでございます。

3点目は、令和5年4月の教職員の小・中学校別超過勤務の実態と原因、効果のある縮減策についての御質問です。

市内小・中学校における教職員の超過勤務の実態につきましては、令和5年4月の45時間以上の人数は、小学校134名中76名、中学校60名中32名、80時間以上の人数は、小学校3名、中学校7名、100時間以上の人数は、小学校はおりません、中学校は2名でした。超過勤務の勤務日数につきましては、45時間以上では、小学校14日から26日、中学校19日から27日、80時間以上の者では、小学校18日から25日、中学校18日から25日、100時間以上では、小学校は該当ありません、中学校26日から30日でした。超過勤務の主な原因として、小・中学校とも入学式や新学期当初の準備が挙げられます。

令和5年4月の超過勤務の人数を前年同月と比較をしますと、45時間以上では、小学校は10名、中学校は3名増加をしております。80時間以上では、小学校は10名減少、中学校は1名増加をしております。100時間以上では、小学校は令和4年、5年ともおりません、中学校は令和4年、5年とも2名になっております。今年度の小学校では、前年比で45時間以上の超過勤務が10名増加しておりますが、逆に80時間以上の超過勤務が10名減少しておりますから、80時間以上の超過勤務の10名が45時間以上へと超過勤務が移行しております。超過勤務が少しではありますが減少傾向にあると考えております。

次に、効果ある縮減策としましては、小・中学校の校務支援システムを活用した教材の共有化や、うきはっ子応援隊による教職員のサポート体制の充実などが挙げられます。また現在、児童・生徒の出欠に関する学校と保護者の連絡ツールを構築中でございます。7月中の開始に向けて準備をしているところでございます。

今後も学校や地域の実情を踏まえながら、教職員の超過勤務削減に向けた取組を進めてまいります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 再質問に行きます。

1点目については、教育長が述べられた部分について幾つかの問題点もあるかもしれませんが、今後、一般質問や常任委員会での話で内容については詰めていきたいと思えます。

2点目は、タイムカードの破棄問題につきましては、確かに前の麻生教育長のときは、麻生教育長そのものを行ったタイムカードの破棄ではありませんでした。今回、質問をしているのは、樋口教育長自らが行われたタイムカードの破棄ですので、その原因と責任についての答弁を求めます。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 議員がおっしゃるとおり、当時、吉井小学校に勤めておりました。先ほど答弁をさせていただきましたが、タイムカードの破棄問題についての原因につきましては、うきは市教育委員会の指導不足、管理者——当時の校長の私ですが、認識不足、学校における校務文書の保存規定が曖昧であったこと、これが原因と私も考えております。

責任につきましては、うきは市教育委員会及び当時の管理者、私が校長でありましたので、管理者にあるという答弁のとおりでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点目の認識不足ということと、責任は私にあるということですが、その後の一般質問でそのことについて当時の職員に対する謝罪なりの検討をお願いし、教育委員会で検討するというので、その翌年の校長のほうに教育委員会から指導がっておりますが、そのような確認でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘については、その当時、もう今の樋口教育長は定年退職で、うきは市の教育委員会にいなかったということは、これまでも何度も御説明したとおりであります。

この問題については、新しい教育長の任命に関して、前回、3月定例議会で皆さん方に御審議をいただきながら承認をいただいたものであります。そのときも申し上げましたように、任命に当たって、私のほうからしっかり、今の樋口教育長については、教育長になるに当たって、このことについても触れまして、注意を申し上げたところであります。

今まで何度も申し上げてますように、教職員の働き方改革の取組の一環として、このタイムカードを導入して最初の事案でありました。あのときは月別のタイムカードから超過勤務時間集計表に転記をして、それを教育委員会のほうにデータとして送ったということで、その情報そのものを隠滅するとか、そういうものではありませんでした。しかし、議員御指摘のように、公文書の管理からいきますと、やはり3年間はしっかり保存する必要がございますので、そういう意味で注意徹底を図ってきたところであります。

そういうことも踏まえまして、本当に経過的な中でこういう事案が起きたことも御理解してい

ただいてると思うんですが、ぜひ加えて御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 今、市長のほうから新しい教育長に注意をしたということですので、それでこの問題については一応の区切りをつけたいと思ひます。

ただ、今、市長が3年間の保存と言われましたけども、地方公務員災害補償法第63条によれば、補償を受ける権利は、これを行使することができることから2年間（ただし、障害補償及び遺族補償については5年間）行使しないときは消滅するとありますが、地方公務員災害補償法第63条の解釈で言えば5年間の保存ということになります。そういう理解でよろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど公文書管理規程からいくと3年間保存ということで指導しております。今、ちょっと議員からそういう御指摘もありましたので、確認をさせていただきたいと、このように思ひます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、確認をよろしくお願ひいたしまして、2点目の質問に入ります。

2点目は、若者やお年寄りが住みやすいまちづくりということで、（1）会計年度任用職員の実態と課題についてお伺ひいたします。

先ほど幾つかの会計年度任用職員の問題については答弁がありましたので、学校司書補の先生について4月1日現在の未配置状況についてのみお答えください。

それから2番目が、子ども基本法に基づいた本市の子供施策の取組や方針並びに若者支援策の拡充についてお伺ひいたします。

先ほどの午前中の質問でも、島根県や豊後高田市の高校生に対する問題がありました。いわゆる支援策です。それで高校生に対する通学費補助とか、浮羽究真館、あるいは浮羽工業、あるいは朝倉光陽高校等が地域に開放してる学校行事に対する補助について、どのように考えてあるのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについて、大きく2つの御質問をいただきました。ちょっと事前通告に沿って回答させていただきます。新たな投げかけがありますが、ちょっとそこは少し御配慮いただきたいと思います。

まず1点目の、会計年度任用職員の実態と課題についての御質問であります。地方行政の重要な担い手となっている臨時職員、非常勤職員の適正な任用や勤務条件を確保することなどを目的として、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日

から会計年度任用職員制度が創設をされております。会計年度任用職員は、一会計年度を超えない範囲内で置かれる職員と定義をされており、1週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短いパートタイムの者と、1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一であるフルタイムの者の2つの類型がございます。

うきは市におきましては、各課へのヒアリングを通じて、それぞれの職の必要性を十分確認の上、1週間当たりの勤務時間を原則として30時間と設定をしております。令和5年4月時点での会計年度任用職員の任用状況でございますが、年代別に見ますと、60歳代が全体の36%と最も多く、次いで30歳代、50歳代がそれぞれ約16%となっております。また性別では、74%が女性であり、配置状況としましては都市計画準備課を除く各所属において配置を行っているところでございます。福利厚生、休暇制度、保険制度、救済制度としての相談窓口などの各種制度につきましては、一般職の地方公務員と同等であることから、地方公務員法の規程に基づき運用をしております。

うきは市では、短期・中期的な視点での政策と考えられる新型コロナウイルス感染症関連対策、マイナンバー対策や各種給付金支給制度対応など、様々な場面で活躍をしていただいております。市としましては、厳しい財政状況にあっても効果的、効率的、機動的な行政サービスの提供を行うことを前提に、今後、人口減少社会の中で懸念される労働力不足への対応として、人材確保への取組を進めるとともに、引き続き効率的な行政体制の実現のため、会計年度任用職員制度を運用してまいりたいと、このように考えております。

2点目のこども基本法に基づいた本市の子供施策の取組や方針並びに若者支援策の充実についての御質問であります。こども基本法は、子供に関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、子供施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法で、令和5年4月1日に施行されております。第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされております。第10条では、都道府県による「都道府県こども計画」の策定や「市町村こども計画」の策定が努力義務となっております。

このため、うきは市としましては、今後予定されております福岡県の説明会を踏まえ、「第3期うきは市子ども・子育て支援事業計画」と一体的に「市町村こども計画」を作成していくことを検討しているところでございます。

また、第11条では、こども等の意見の反映として、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるための必要な措置を講ずるとなっておりますので、次期計画の策定におきましては中学生を対象としたワークショップ等を開催して、広く子供の意見を取り入れていくことを検討

しているところであります。

次に、うきは市の若者支援策の拡充につきましては、今年度から浮羽究真館高等学校に通学する生徒の保護者に対し、下宿等の家賃に要する費用の一部を補助する「浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助事業」を行っており、現時点で22件の申請があっております。また、若者の移住・定住を促進し、市内事業者の担い手となる若い人材の確保を目的とした「奨学金返還支援補助事業」も今年度から開始し、現時点で1件の申請があっております。

議員御指摘の「高校生に対する通学費補助」や「浮羽究真館高等学校が地域に開放している学校行事に対する補助」等については、現時点では実施しておりませんが、本年度から月2回、うきは市と浮羽究真館高等学校との間で定例ミーティングを行っており、市として対応できる支援策等がありましたら、随時検討していきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） こども基本法の第5条を印刷しておりましたけれども、読んでいただいております。ありがとうございます。

こども基本法は、もう御存じのように、児童の権利に関する条約のいわゆる4原則、差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、児童の意見の尊重、児童の最善の利益ということで、プリントの右側の一番下書いておりますので、今、市長が言われましたように、中学生とのワークショップをしていただいて、子供や子育ての声を聞いていただきたいと思っております。ただ、これは視点をはっきりしていただいて、今よりもよくなるうきは市、あるいは今の、例えば中学校であれば、学校で困っていることを改善しようという目的が当然あると思っておりますが、そのような意味での中学生のワークショップを開催するという理解でよろしいでしょうか。市長、よろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。よろしくお願いたします。

今度、計画をしております事業から、子供たちの意見を取り入れる形になっております。そのため、初めての取組としまして、両中学校の子供たちのワークショップを実施して、それぞれ様々な意見を今度の計画にて取り入れることで考えているところでございます。具体的な課題等につきましては、今後、また中身を詰めていく中で検討していきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 実は昨日、5月5日の西日本新聞に「こども基本法始動 子ども権利明確に」とありました。また、世界には取組の進んだ国もあり、ベルギーなどの国や地域

では、子供や若者の政策を決めるとき、政府は子供たちと話し合わなければならないと定めています。そして、子供の意見が実行されているか、翌年、チェックされますとあります。

我が国でも山形県遊佐町では、中・高生が有権者となり選挙で少年町長及び少年議員を選出し、独自予算45万円で政策を立案しているとのこと。また、愛知県新城市でしょうか、市長の附属機関として若者会議があり、1,000万円の予算で政策を企画、そしてその後、市議会対応を経て政策実現というのがありました。ぜひこのような取組をしていただきたいと考えております。

次に、浮羽究真館高校との支援策については、具体的な件数が述べられましたが、月2回の浮羽究真館高校とのワークショップには、これは、高校生は参加しているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 現時点では、まだスタートしたばかりなのですが、私どもの市職員と浮羽究真館高等学校の先生との間でミーティングを重ねているところでございます。

議員も御承知のように、昨日、新聞報道を見られたかと思いますが、大きく報道されておりました。うきは『小麦』活性化プロジェクトとのつながりの中で、浮羽究真館高等学校の皆さんがうきはの小麦を使った料理実習、こういうこともやっておられるし、また、うきはパブリシティQという取組を御存じでしょうか。うきはの特産品、うきはの市の職員と浮羽究真館高校の生徒の間でパブリシティQ、このうきはの特産品であるスイーツをしっかりと発信していこうという取組もやられております。それから、ラグビーを介して、しっかりしたまちづくりをやっていこうと、こういう取組もしておりますし、昨年度でしたか、分散型うきは祭りと浮羽究真館高等学校の文化祭の共催で、うきは祭り究真フェスティバル、こういうこともやって、予算が伴わない形なのですが、いろんな形で今、うきは市と浮羽究真館高校の生徒の皆さんとはつながりを持っているということを承知いただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 市のほうが取組んでありますし、市議会のほうも昨年度、高校生との意見交換を行って、先ほど言いました通学補助の問題とか、あるいはバスの杷木との接続の問題とか、あるいは昼御飯でしょうか、そこら辺の保障ができないかとか、あるいは校則を変えたいけれどもなかなか先生たちが取り入れてくれないような意見がありました。ですから、先ほどるる市長が述べられた、子供や子育ての意見を聞くということになると、これは本来、反映されていかなければなりませんので、これから先、ぜひ教師のみならず、生徒との意見交換会、あるいは話し合う場を設定していただきたいと思っています。

それから、すみません、1点目、大事なことを忘れておりましたので、会計年度任用職員につ

いてお伺いいたします。

4月になりまして、防災無線で、ある小学校の図書司書の先生がいないということで募集していますということでした。そこで通告しておりますように、4月1日の時点で学校図書司書の先生、あるいは学校支援員が未配置の状況というのを教えていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課、井上でございます。

まず令和5年度の会計年度任用職員の分で、学校支援員と図書司書補が不足してある実態がございます。それにつきましては、学校支援員のほうは臨時免許を取って、講師として他の市に行かれたということで、うちのほうの学校支援員としては引受けできないというのを直近になっておっしゃられましたので、ちょっと致し方なかった点がございます。

図書司書補の方は、本来決まっておったんですけども、その方が事務引継の際に内容を聞いていますと、自分の思ってた業務とちょっと違っていたということでお引受けできないというのが、もう4月1日になる直前の引継ぎのときに言われまして、校長先生あたりとかもお話しをされて、教育委員会のほうも御本人とお話しをして、休まれるときはこうやってほかの方がサポートに回るからということでいろいろ御説明したんですけども、やはり引受けできないということで欠員になりましたので、この2名につきましては、またすぐに公募をさせていただいたという実態でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 市民の方からは、図書館司書の先生が3名ぐらいいないんじゃないでしょうかという質問があり、びっくりしてたわけですけど、今のような経過だったようです。

しかし、1つの学校で2名もという形になりますと、確かに直近になってということではありますが、これは採用について何の問題もなかったんでしょうか。もう少し丁寧に事務引継会を先にするとか、そういう取組は、今後を含めて何か対策を考えてあればお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 採用する時点で面接等も行っておりますし、公募する時点で、こういう仕事の内容ですということは、面接の時点でもまた再度確認させていただいているところでございます。その点においても、また不安等が生じる場合は、早めにこちらのほうとしてもまたさらに丁寧な説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ということは、学校関係ですから、相談窓口は教育委員会の教育長あるいは課長、どちらになるのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 教育委員会の学校教育課の学事係が窓口となっております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、これは採用に関することでしたけども、実はこの採用に関してパワハラ等の問題があったのではないかというような話を聞いておりますが、これは再度の確認になりますが、学校現場で支援員や司書補、いわゆる会計年度任用職員のパワハラ等あった場合の窓口は、教育委員会の課長ということでもいいのでしょうか。それとも教育長になるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） パワハラ等の窓口といたしましても、教育委員会の学校教育課の学事係のほうで受け付けております。

それと、すみません、先ほどのタイムカードの保管期間の件で資料がありましたのでお答えさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃったように、2020年の4月の労働基準法の改正によりまして、賃金請求権の消滅時効は2年から5年に、それから賃金台帳などの記録の保管期間は3年から5年となっております。タイムカードも労働基準法第109条に定められている労働関係に関する重要な記録に該当するために、労働者名簿、賃金台帳と同じく保管期間が5年に延長されておりますので、申し伝えます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 調べていただいてありがとうございます。ぜひ学校現場での周知徹底をお願いしたいと思います。

それでは、3点目に入ります。

新型コロナウイルス感染症が少し落ち着いていると言いながら、感染が止まったわけではありません。そこで、安心・安全のまちづくりについて、1点目、新型コロナウイルス感染症対策事業と、同じくコロナワクチン接種事業について、令和2年、令和3年、令和4年度別の事業総額

と内容、総括について伺います。

また、突然の学級休業でしたが、その点についてどのような総括を行われているのかお尋ねいたします。

それから2点目、お配りしてあります資料の裏側に手書きの地図をつけております。これは今年の春の交通安全週間の折、4月20日と21日、扇島で7時21分のバスを送り出した後、地元の指導員にお願いして、ぐるっと回ったところ、たくさんの場所でたくさんの指導員や保護者、吉井小学校の前では校長が立ってありました。このように地域の指導員、あるいは保護者の方が立っておりますけれども、じゃあ、市としての取組、あるいは教育委員会としては何をなされたのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、安全・安心のまちづくりについて、大きく2つの御質問をいただきました。

まず1点目のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業とワクチン接種事業についての年度別事業総額と内容及び総括と、そして2点目の春の交通安全週間に対する市の取組につきましては私から答弁をし、1点目の、新型コロナウイルス感染症に伴う学校休業についての総括と、2点目の、春の交通安全週間に対する教育委員会の取組につきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

まず1点目の、令和2年度から4年度までの新型コロナウイルス感染症対策事業とワクチン接種事業の事業総額と内容及び総括についての御質問であります。まず新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、感染症対策に充てる財源として、国から交付される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」がございますが、令和2年度における交付決定額7億6,712万5,000円に対しまして、うきは市の事業総額は8億6,519万4,000円となっており、公共施設等の感染防止対策事業やうきは宿泊・日帰り旅行助成事業などの経済対策事業など92事業を行いました。総括につきましては、事業概要や成果について記入したものを、うきは市のホームページに掲載しております。

令和3年度につきましては、国からの交付決定額は、「通常分」と「事業者支援分」の合計1億7,378万9,000円に対しまして、うきは市の事業総額は2億1,857万3,000円となっており、子ども・子育て支援交付金事業など40事業を実施いたしました。総括につきましては、翌年度に予算を繰り越して行った事業が一部ございましたので、今年度中に、うきは市のホームページに掲載する予定としております。

令和4年度につきましては、国からの交付決定額は、「通常分」と「物価高騰分」、「重点交付金」分の合計で4億8,330万円に対しまして、うきは市の事業総額は5億2,794万円を

見込んでおり、物価高騰対策支援事業など66事業の実施を見込んでおります。総括につきましては、今年度に予算を繰り越して行う事業が一部ございますので、来年度中に、うきは市のホームページに掲載する予定としております。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業の成果としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年は190万人まで落ち込んでいたうきは市の観光入り込み客数が、うきは宿泊・日帰り旅行助成事業などを実施したことにより、令和4年は206万人まで回復するなど、一定の成果を上げることができました。今年度につきましても、同交付金として「低所得者世帯支援枠分」と「推奨メニュー分」の合計で1億8,507万7,000円の内示をいただいております。対象は、昨今の物価高騰に対する支援事業となっており、具体的な事業は本定例会に上程をさせていただいております補正予算内に計上しております。幅広い分野で活用を計画しており、議員の皆様様の御承認が得られれば、早急に実施してまいりたいと考えております。

続いて、ワクチン接種事業についての年度別事業総額は、令和2年度1,268万5,000円、令和3年度2億5,629万3,000円、令和4年度1億7,215万7,000円であります。内容としまして、令和2年度においては、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を開設し、接種の予約や実施体制の準備を行いました。2月には医療従事者の先行接種が始まり、令和2年度内に197件の医療従事者接種を行っております。令和3年度は5月16日から集団接種を開始し、国が定める接種順位に従って、順次、接種券を送付し、安全に接種の加速化を図りました。11月からは医療機関での個別接種の体制も確保いたしました。さらに12月は3回目接種、3月には対象年齢が12歳から5歳に引き下げられ、令和3年度中は、延べ5万9,109件の接種を行いました。令和4年度は、6月に4回目接種をはじめ、流行の主流となったオミクロン株対応ワクチンの開発により、10月からは5回目となるオミクロン株対応2価ワクチン接種を開始いたしました。また、同月からは生後6か月から4歳の乳幼児接種も開始し、現時点における令和4年度中の接種件数は、延べ2万8,402件となっております。

3年間の総括として、市民の皆様へのワクチン接種の周知・広報、各種ワクチンの適切な管理、接種会場の確保・運営、医療従事者等の確保・研修、予約システムの運用、接種後の体調不良者への対応状況など、全ての観点において市職員、そして浮羽医師会をはじめ、多くの従事者の御協力により、安全・安心で適切なワクチン接種事業の運営ができたものと評価を行っております。

2点目の春の交通安全週間に対する市の取組についてでございますが、春の交通安全県民運動を5月11日から20日までの10日間で実施いたしました。チラシやポスターを各行政区に配布し、交通安全を呼びかけるとともに、運動期間の初日には市内2か所で早朝の街頭キャンペーンを行いました。さらに活動期間中においては、各交通指導員が登校時間帯に通学路で街頭

指導を行っていただいております。また、毎月1日と20日の登校時間帯においても街頭指導を行っていただいているところがございます。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 1点目の新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校休業の総括について御質問でした。

新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、市内小・中学校は、令和2年3月2日から3月24日まで全国一斉の臨時休業になりました。新学期は4月6日から8日までの登校日を挟んで、4月9日から5月20日までの間、通算約3か月間、出校日にして42日間を臨時休業といたしました。この間の学習面における学校の対応としましては、福岡県教育委員会義務教育課が作成しました「臨時休業中の子供たちの家庭学習・生活サポート資料集」及び北筑後教育事務所が発出した「家庭における学習の手引き」に基づいて、次の2点に取り組み、学びの継続に努めました。

1点目は、北筑後教育事務所が作成しました、教科書を基に児童・生徒が自分で学びを進められる学習プリントを準備し、学力の保障に努めました。

2点目は、学校が独自に作成しました学習プリントを配布し、学習の定着を図りました。

また、学校行事では、卒業式や入学式において、来賓や在校生などの参列をなくし、該当する児童・生徒とその保護者のみが参加して30分間程度に短縮しまして実施をしたところでございます。

緊急事態宣言解除後は、5月21日から段階的な分散登校を開始し、5月27日からは全生徒による午前中、教科学習と給食を実施するなど、6月1日からの通常の教育活動再開に向けた取組を行いました。

社会全体が新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に追われる状況の中、長期にわたりました学校休業による子供たちの心身への影響は計り知れないものがありますが、学校は家庭訪問や電話での状況確認、さらに、課題渡しの際の確認などを行い、学校からの情報提供や学校と家庭での意識の共有などを行いながら、子供たちに対して、できる限り安心で安全な学びの保障に全力を注いだ3か月であったと考えております。

2点目は、春の交通安全週間に対する教育委員会の取組についてですが、小学校では、交通安全週間期間中に職員が通学路に立って指導を行ったり、各行政区ごとに集団登校を実施して、通学路や安全な登校の仕方などについて確認を行ったり、管理職が毎日、校門の前での交通指導を行ったりと、各学校ごとに児童が安全に登校できるよう指導をしています。また、中学校においては、春の交通安全期間中、一斉下校時に職員が街頭に立って、下校中における自転車の正しい乗り方などについて指導したり、生徒指導担当者が通学路に立って指導を行ったりしているところ

ろです。

通学路が広範囲にわたりますので、学校だけの対策では限界があるため、今後も交通指導員やシルバー保安官、PTAなど、地域の皆様にも交通安全指導に対する御支援、御協力をいただきながら、児童・生徒が安全に登下校できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点目の件なんですが、資料に配っております、探しに探し回らして、うきは市の令和2年度のみ分かりました。94事業です。ここにあってるのは、あまり効果がなかったとか、効果的であったということで、本当は非常に効果があったんじゃないかと私は思ってますので、これはもっと高く評価してよかったんじゃないかなという気はいたしたんですが、実はこんなにたくさんあって、文字が消えてる部分とかありましたので、この評価は誰がされたのか、1点目、お聞きいたします。

2点目は、学校休業、先ほど教育長は全国一斉と言われましたけども、この資料にありますように、久留米市は1週間、太宰府等は、福津市、太宰府市、田川市、嘉麻市は1日、行橋市、岡垣町は2日間ずらして臨時休業をそのまましておりません。それは子供の学習権、それから先生たちのことを十分考えたんじゃないかなと思っておりますので、その点について教育長にお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 2点御質問いただきましたが、1点目については企画財政課長から答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 現在、ホームページに掲載させていただいておりますコロナ臨時交付金の評価につきましては、担当課と協議をした上で企画財政課のほうで総合的な判断をさせていただき、掲載をさせていただいてるところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 全校一斉にという学校休業でございますが、全校一斉というのは、うきは市内の小・中学校全校一斉ということでございます。

また、ほかの市によって休業日が違ってありますが、令和2年6月に前の教育長が言ったとおりでございます。何が一番大事かということは、子供の命が一番であって、その当時、新型コロナウイルス感染症というのがよく分からなかったもので、そういう中で子供の命を最優先にする

対応として3月2日からの休校とさせていただいたものでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お配りしてます資料にありますように、下のほうは太宰府市ですが、本市においては、子供たちをはじめ、感染を最大限防ぎつつ、混乱を最小限にするため、総理要請より1日遅い3月3日から市内小・中学校を臨時休業とするとともに、登校日などの柔軟性を持たせたというふうに書いてあります。上の久留米市についても一緒です。

それぞれの自治体で教育委員会、あるいは校長会、あるいは市長部局との十分な論議がされて、何が一番適切であったか。また、その当時、うきは市には全然コロナ感染者はいなかったと思います。ですから、そういう自主的な判断することが、先ほど冒頭、教育長が言われましたように、主体的に学んでいくことではないかなというふうに思っていますので、今後、また同じようなことがあった場合は、ぜひ主体的に考えていただきたいと思います。

それからもう1点、市のほうがまとめてありましたけれども、非常に見にくいと思います。これは久留米市の場合ですけど、大きく4つに分類されて、総額が幾らであるかも書いてあります。うきは市の場合は、残念ながら総額が書いてありませんでしたので質問するしかなかったわけです。

それから、ワクチン接種のときも電話が大変混雑しました。また、給付金を2回に分けたということで、要らない経費がかかったと思います。そのようなことがありましたので、ぜひ記憶が消える前に、再度検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） これで、7番、竹永茂美議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

御連絡を申し上げます。明日6月20日は、午前9時から一般質問を行った後、議案質疑を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

本日は、これで散会します。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時01分散会
